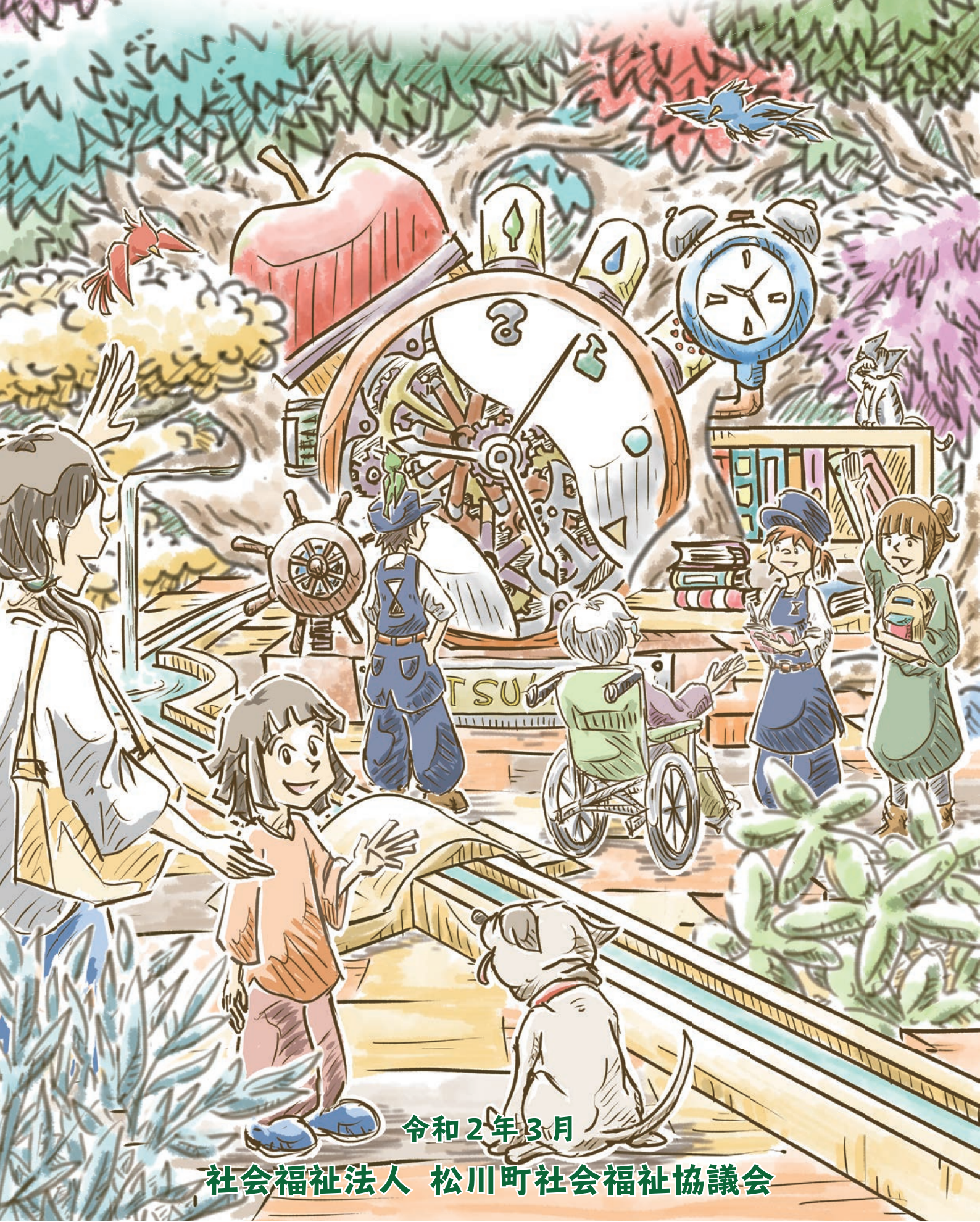


第4次 松川町地域福祉活動計画

令和2年度～令和5年度



令和2年3月

社会福祉法人 松川町社会福祉協議会

目 次

■はじめに	1
1 福祉について私たちが考えていること	2
2 松川町社会福祉協議会とは	3
3 部署と役割	4
4 計画の位置づけ	5
5 計画の期間	5
■基本理念	7
松川町社会福祉協議会の基本理念	8
■活動計画の理念と方針	11
Ⅰ. 計画の理念	12
Ⅱ. 計画の基本方針	12
Ⅲ. 計画の体系	13
■活動計画	15
1. 住民相談等への対応	16
2. 地域福祉活動の推進・支援	18
3. 高齢者・障がい者・介護者等への支援	24
4. 車による移動手段の少ない方への支援	28
5. 福祉教育の推進	29
6. 防災と災害復旧・復興支援	31
7. 介護保険法による介護保険事業の運営	34
8. 障害者総合支援法による障がい福祉サービスの運営	38
9. 松川荘利用者へのサービス向上	39
10. 地域福祉情報の受発信	43
11. 社協組織の基盤強化	45
12. 社協施設にふさわしい施設環境とことばの環境	49
策定資料	51
基礎データ	52
策定体制	54
策定経過	56
用語解説	57

はじめに



1 福祉について私たちが考えていること

■福祉とは

「福祉」とは、「しあわせ」を意味する言葉で、社会の全ての人が幸福で安定した生活を営むことを指します。

ですから、「福祉」は特別な人に対する特別なことではなく、子どもからお年寄りまで、私たち一人一人の毎日の生活に関係する身近なことです。

ふだんの くらしを しあわせに

■社会福祉とは

全ての人が幸せで安定した生活ができるようにするため、個人や家族だけでは解決できない生活上の問題や課題を解決していくことが社会福祉の目的です。

そのため、行政や地域、そして私たち自身が行ういろいろな取り組みや、暮らしを支えるための政策、制度などの幅広い範囲を社会福祉と呼んでいます。

■地域福祉の推進とは

地域福祉の推進とは、大まかに言えば、私たちが日々快適に、安心して暮らしていくために、その地域で抱えている問題や課題を解決していくことです。

例えば、「近所に一人暮らしのお年寄りがいるけれど、外出もしないので心配だ」「子育ての不安を聞いてほしい、相談したい」という問題・課題に対して、住民がみんなで解決に向けて考え、自分にできる活動をしていくことが、地域福祉の推進といえます。

■ボランティアとは

自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為を指してボランティア活動と言われています。以下のような活動の原則があります。

- ①自主性・主体性：他から強制されたり、義務としてしたりするのではなく、個人の自由意思で行う活動
- ②社会性・連帯性：誰もがいきいきと豊かに暮らしていけるように、支え合い学び合う活動
- ③無償性・無給性・非営利性：経済的な報酬を求める活動ではなく、お金では得られない出会いや発見、感動や喜びを得る活動
- ④創造性・先駆性・開拓性：今、社会で何が必要とされているのかを常に考えながら、さまざまな視点から活動を見直し進めていくことが大切で、よりよい社会を自分たちで創る活動

自分のできることを、自分で決めて、自分のできる時に・・・。

2 松川町社会福祉協議会とは

(1) 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、『社会福祉に関する事業・活動により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体』と明文化された社会福祉法人です。本法人は、役場の一部ではなく民間団体で、通常「社協」と呼ばれています。

社会福祉協議会の仕事は、高齢者や障がいをもった方、さまざまな生活上の問題を抱えた方が、住み慣れた地域や家で普通に暮らしていくことを支援する福祉サービスを提供すると共に、地域の人々の結びつきを深め、助け合いや交流活動を盛んにし、子どもからお年寄りまで誰もが安心して暮らすことのできる地域を住民のみなさんと一緒につくっていくことです。

(2) 財源

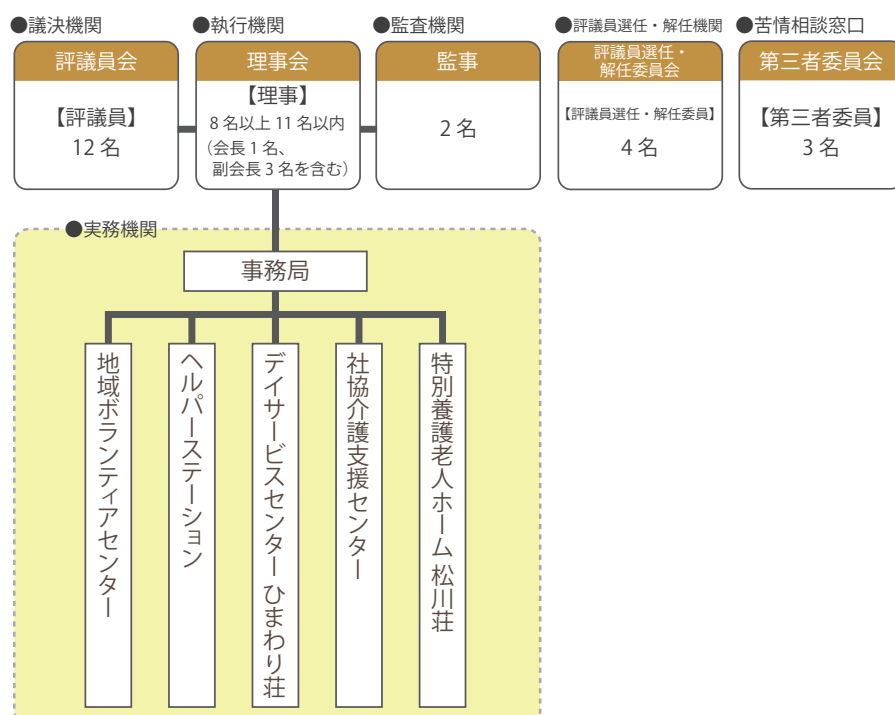
社会福祉協議会は「民間」といっても活動の公共性の高さから、国・県・町からの補助金や委託金により、また住民のみなさんや企業からの会費や共同募金も大切なお金として活用させていただきながら、さまざまな事業を展開しています。

また松川町社会福祉協議会では介護保険事業を行っており、この部門では、一般企業同様、サービス利用料により事業を運営しています。

(3) 組織

松川町社会福祉協議会の組織母体である理事会及び評議員会は、町内のさまざまな機関や団体（行政、議会、民生児童委員、福祉関係団体、ボランティア団体等）の代表者により構成され、また実務機関として、事務局のもとに5つの部署が組織され、業務にあたっています。

図：組織図



3 部署と役割

事務局

松川町社会福祉協議会の法人運営全体の管理、庶務経理全般、各種相談事業、福祉団体支援、共同募金活動等を行っています。

地域ボランティアセンター

地域福祉の向上を目指し、住民の皆さんをはじめ、地域で福祉活動を行う組織・団体や社会福祉施設、行政等と協働で様々な福祉事業を運営しています。

また、松川町のボランティア活動の拠点として、ボランティア活動の推進・支援、ボランティアとボランティアを必要とする人々とを結ぶコーディネートを行っています。

デイサービスセンター ひまわり荘

介護保険の認定を受けた方を対象とした送迎、食事、入浴等を含む日帰りサービスを運営しています。

また、介護予防・日常生活支援総合事業による日帰りサービスを運営しています。

ヘルパーステーション

介護保険の認定を受けた方、また、障がいをお持ちの方や、一人暮らし等で生活支援を必要としている方の自宅をヘルパーが訪問し、オムツ交換や入浴介助等の身体介護や、掃除、洗濯等の家事援助を行っています。

社協介護支援センター

介護支援専門員（ケアマネジャー）が、介護保険の認定を受けた方が介護サービスを利用する際に必要となる居宅サービス計画書（ケアプラン）を作成しています。

また、サービス計画に基づいてサービス提供者等との連絡調整や、行政手続きの代行を行っています。

特別養護老人ホーム 松川荘

寝たきりや認知症で常時介護を必要とする状態にあり、家庭では十分な介護が受けられない方に対し、必要な介護サービスを提供する入所施設です。

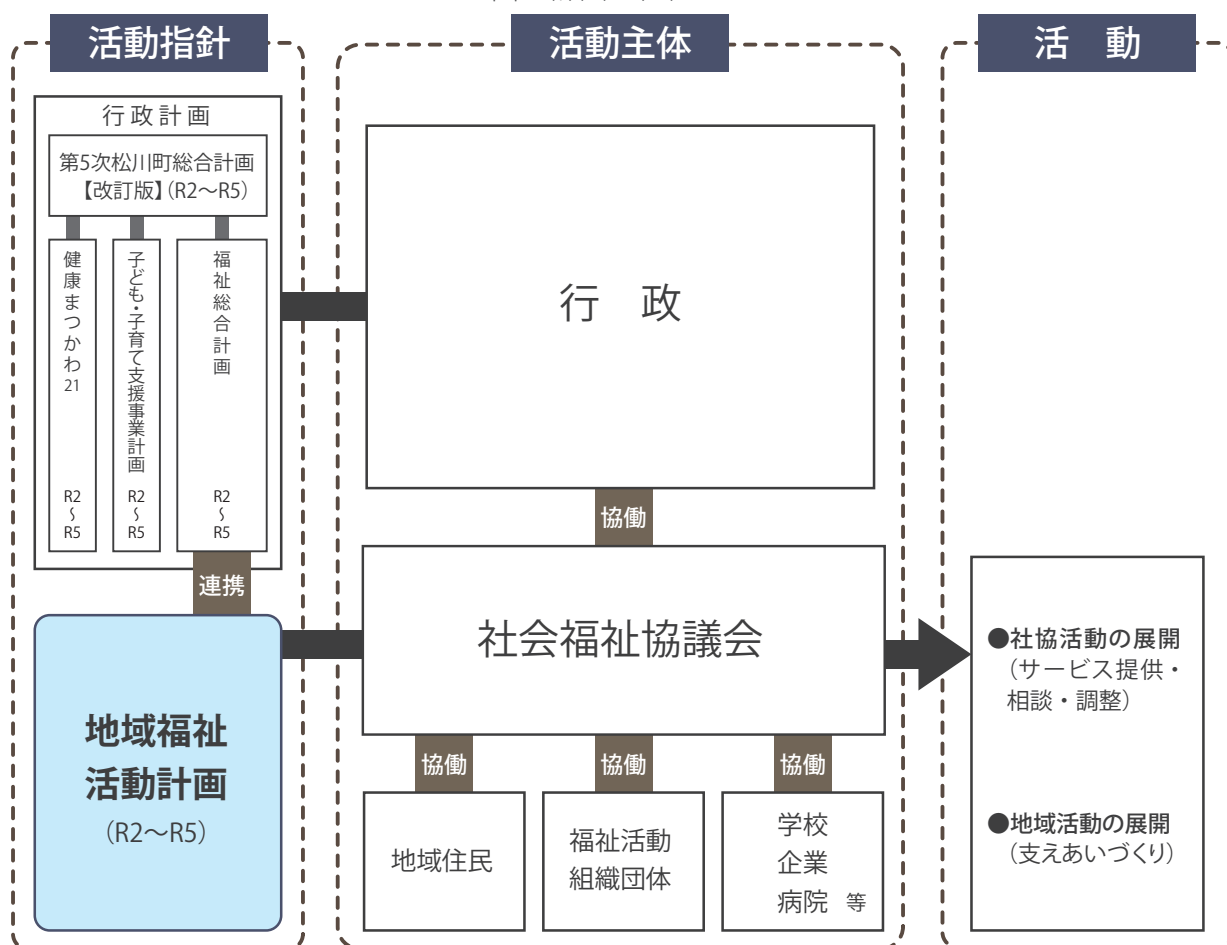
家庭で介護することが一時的に困難になった時、施設を短期間利用していただく短期入所生活介護（ショートステイ）も運営しています。

4 計画の位置づけ

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が、地域の方々をはじめ地域で福祉活動を行う組織・団体や社会福祉施設などの幅広い参加により、地域福祉課題に対し協力して取り組むべき内容を総合的にまとめた計画で、今後の松川町の地域福祉活動及び松川町社会福祉協議会活動の指針となるものです。

計画の実施に当たっては、行政計画（第5次松川町総合計画〔改訂版〕、松川町福祉総合計画）との連携性を保ちながら、福祉活動を担う組織・団体、学校や企業（事業者等）、病院、行政など関係主体と協働で進めていきます。

図：計画の位置づけ



5 計画の期間

この計画は令和2年度から令和5年度までの4か年を計画期間とし、4年後の令和5年度には、第6次松川町総合計画策定に合わせて、新規計画の策定をします。

ただし、期間の途中であっても社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行うものとします。

基 本 理 念



松川町社会福祉協議会の基本理念

私たちの使命
(ミッション)

あ・町の
な・人
た・た
と・ち
一・が
緒・幸
に・せ
整・に
え・暮
る・ら
こ・せ
と・る
ど・生
で・活
す・環
。・境
を、

私たちが目指す姿
(ビジョン)

1 心の美人になります。

私たちは思いやり・誠実さ・正直さを中心に置いて物ごとを考え行動します。
よい行動を積み重ね、人格を磨きます。

2 心を受け止めます。

私たちはしっかりと話を聴き、あなたの本質を理解します。
全ての支援・活動は、そこからスタートします。

3 真剣に働き、真剣に遊びます。

私たちは限られた時間の中で真剣に働き、より多くの成果をあげます。
しっかりと休みをとり、遊び = 自分が好きなことをとおして家族や周りの人たちと幸せな時間を共有します。
遊びから得られる活力やワクワク感を仕事にも生かします。

7つの約束 (行動基準)

- ① 訪れてくださる全ての方に、明るく元気なあいさつをします。
- ② 笑顔でお客様の応対をします。
- ③ 人の心を和ませるユーモアを大切にします。
- ④ 約束を守ります。
- ⑤ 時間や期限を守ります。
- ⑥ 謙虚さを大切にします。
- ⑦ ミスや失敗を隠しません。

- ① 徹底的に相手の立場に立って考えます。
- ② 価値観の違いを理解します。
- ③ ハッピー フォロワーズ Happy Followers - 幸せな姿・理想の姿を常に思い描き、それに近づけます。
- ④ 小さな変化を見逃しません。
- ⑤ 整理した情報や客観的事実を基に、論理的に結論を導き出します。
- ⑥ 「何ができるか」を考え、解決方法を導き出します。
- ⑦ 課題解決には、住民の皆さんや多様な主体と連携して取り組みます。

- ① 現状に満足することなく、不断の挑戦、不断の改善に努めます。
- ② 勤務時間中は全力を尽くします。
- ③ 家庭を大切にします。
- ④ 定時で帰ることを意識します。
- ⑤ 休みをきちんととります。
- ⑥ 自分にあったリフレッシュ方法を見つけます。
- ⑦ 遊びをとおして常に新しい人と出会い、自分自身の視野を広げます。

活動計画の理念と方針



I. 計画の理念

「幸せな時間、刻む時計」

幸せな時間を刻むことのできる時計、それがこの計画です。

一人ひとりの幸せな時間を集めて、幸せな町に。

幸せな時間を刻むことのできる時計は、

みんなの思いやりと行動で、止まることなく動き続けます。

II. 計画の基本方針

①地域共生社会の実現

地域の人々や地域の多様な主体の結びつきを深め、身近な支え合いや交流活動を盛んにし、地域共生社会の実現に努めます。

②地域住民や利用者の立場に立った質の高い支援サービスの提供

地域福祉の専門機関として、地域住民や利用者の立場に立った質の高い支援サービスの提供に努めます。

③相談・調整機能の充実

身近な総合相談窓口としての機能を充実するほか、早期問題解決に向けた関係機関との調整に努めます。

④事業推進の基盤づくり

効果的・効率的に事業運営を行うため、職員の人材育成、財源確保、運営改善に努めます。

Ⅲ. 計画の体系

令和2年度から令和5年度の活動を12の部門で計画し、実践します。

1. 住民相談等への対応

基本事業

①くらしの相談・結婚相談の充実

②各種資金の貸付・金銭管理・生活困窮者自立支援

2. 地域福祉活動の推進・支援

基本事業

①ふれあい・いきいきサロンの推進・支援
②ボランティアコーディネートの充実
③生活支援コーディネートの充実
④地域ボランティアセンターの活用
⑤福祉推進委員の充実・活動の周知
⑥地域福祉への理解を広げる学習会等の開催・情報発信

⑦バリアフリーのチェック・改善
⑧地域交流活動の促進
⑨福祉関係団体等への活動支援
⑩活動推進方法の研究
⑪認知症の方への理解と地域での見守り体制の構築
⑫子育て環境と地域の子育て支援の充実
⑬支え愛の声がけ運動の推進

3. 高齢者・障がい者・介護者等への支援

基本事業

①支援を必要とする人の把握と適切な対応
②一人暮らし高齢者等への支援
③介護者への支援

④介護が必要な高齢者・障がい者の外出や交流の支援
⑤福祉用具の貸与・紹介
⑥介護予防・日常生活支援総合事業
⑦元気センター（仮称）への参画

4. 車による移動手段の少ない方への支援

基本事業

①移動を伴う生活課題の把握と適切なサービスの紹介

②商店街等との協力によるサービスの充実

5. 福祉教育の推進

基本事業

①福祉推進校の指定・支援
②小・中・高校の福祉学習等への支援

③保育園・子育て支援センターとの連携
④こども福祉教室“あいむ”の活動支援

6. 防災と災害復旧・復興支援

基本事業

①大規模災害に備えた講座の開催
②災害ボランティアセンター立ち上げ訓練
③マニュアルの整備・更新
④防災・防犯訓練の実施
⑤災害用備蓄の整備

⑥災害時における職員連絡体制と被災情報収集
⑦災害時における要配慮者支援
⑧被災地支援と災害時相互応援に関連した取り組み
⑨自治会や災害支援を行うNPOやNGO等との連携強化

7. 介護保険法による介護保険事業の運営

基本事業 ①居宅介護支援 ②訪問介護 ③通所介護 ④介護福祉施設サービス ⑤短期入所生活介護 ⑥介護事故の防止 ⑦サービスの予約	⑧セーフティーネットの役割と新たなサービス・ニーズ研究 ⑨特養松川荘のあり方 ⑩サービスの評価 ⑪地域の介護保険事業所等との連携 ⑫制度の充実への取り組み
---	---

8. 障害者総合支援法による障がい福祉サービスの運営

基本事業 ①居宅介護 ②重度訪問介護	③障がい福祉関連サービスの学習と訪問家庭への情報提供
--------------------------	----------------------------

9. 松川荘利用者へのサービス向上

基本事業 ①重度化に伴う体制構築への取り組み ②生活単位を小さくしたグループケア ③終末への取り組み ④感染症予防の取り組み ⑤地域に開かれた施設への取り組み ⑥個々の適正な栄養管理と楽しみの持てる食事提供	⑦身体機能現状維持と機能訓練の充実 ⑧家族との連携を深める取り組み ⑨利用者と家族のつながりを大切にする取り組み ⑩行事・娯楽の充実 ⑪委員会の設置 ⑫「松川荘だより」の発行
---	--

10. 地域福祉情報の受発信

基本事業 ①社協だより・ボランティアだよりの発行 ②ボランティアコーナー（掲示板）の設置	③チャンネル・ユー、インターネットの活用 ④ボランティア情報の収集・参加促進 ⑤イベントを通じた情報の受発信 ⑥様々な福祉・社協情報の周知
--	--

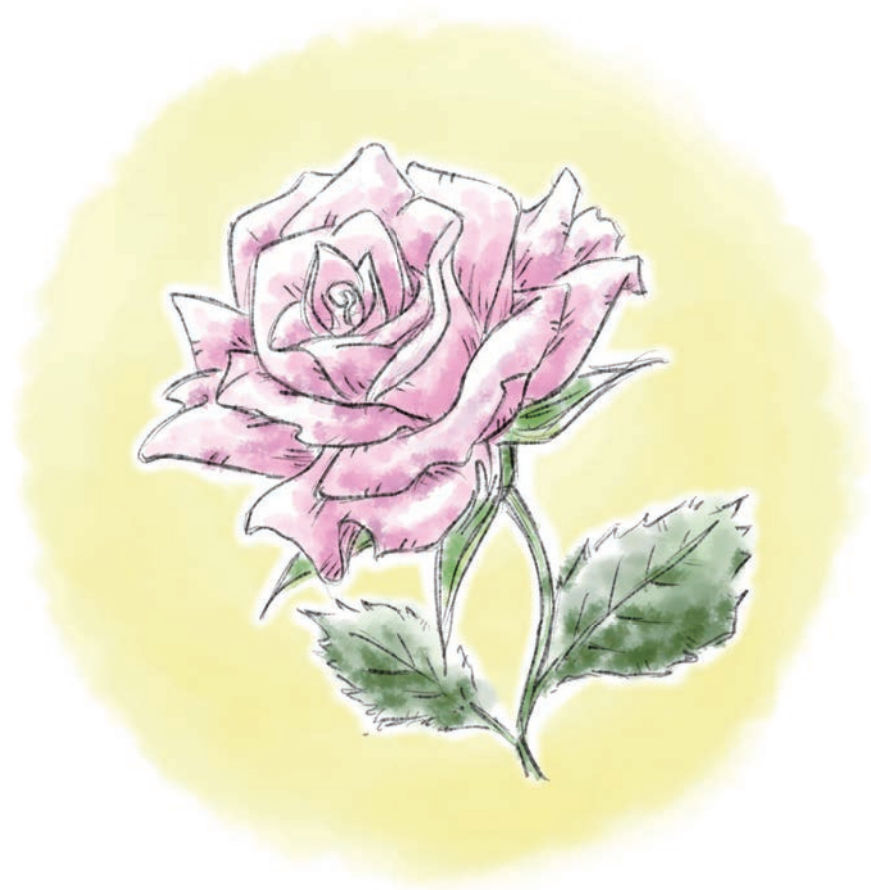
11. 社協組織の基盤強化

基本事業 ①基本理念の浸透と基本理念に基づく組織・事業運営 ②業務体制の合理化・効率化 ③財源確保・使途の明確化 ④役職員の資質向上	⑤働きやすい労働環境の整備 ⑥行政や事業者との連携強化 ⑦地域福祉活動計画の推進 ⑧苦情解決への取り組み ⑨交通事故の防止
--	---

12. 社協施設にふさわしい施設環境とことばの環境

基本事業 ①施設環境	②社協施設で使用する言葉の表記
---------------	-----------------

活動計画



1.住民相談等への対応

現状

住民の生活・福祉に関する悩みごとの相談や結婚相談に関しては、毎月1回相談所を開設し、対応しているほか、電話でも随時受付対応しています。

生活就労支援センター「まいさぼ飯田」出張相談所として生活困窮者の相談窓口業務を行っています。

課題

- ◆相談者の状況や相談内容が複雑化しているため、職員のスキルアップと関係機関とのさらなる連携が必要です。
- ◆相談窓口が住民に十分周知されていません。
- ◆制度に基づいた事業運営が求められています。
- ◆相談内容が広範囲になってきています。
- ◆自立につながる支援が必要となっています。
- ◆関係機関との連携が必要不可欠です。
- ◆くらしの相談、各種資金の貸付事業（生活福祉資金、くらしの資金）との連携が必要です。
- ◆SNS等の普及に伴い、インターネットを活用した対応が求められています。

基本事業① くらしの相談・結婚相談の充実

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
1-①-1	【くらしの相談】 幅広い悩みごとに対応した「くらしの相談所」を毎月20日（20日が土・日曜日または祭日の場合はその前日）の午前9時から正午まで中央公民館えみりあに開設する。 相談所開設日以外にも随時受け付け、関係機関と連携し対応する。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり
1-①-2	【結婚相談】 毎月1回、日曜日の午後3時から午後7時30分まで社会福祉センターに「結婚相談所」を開設する。 町商工会と連携を図り相談所の周知拡大を図る。	事 地 へ デ 介 松	
1-①-3	相談員の業務内容について検討し、改善を図る。	事 地 へ デ 介 松	
1-①-4	愛ねっと北部・北部5か町村等との連携により、魅力的な婚活イベントを企画・提案し、広範囲の結婚活動を支援する。	事 地 へ デ 介 松	
1-①-5	職員や相談員がスキルアップ研修会に参加し、住民のさまざまなニーズに対応できるようにする。 生活就労支援センター「まいさぼ飯田」主催の会議に参加し、情報の共有を行う。	事 地 へ デ 介 松	

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
1-①-6	職員間で個人情報保護規程を周知・徹底し、相談内容等、個人情報の取り扱いには特に配慮して対応する。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり
1-①-7	くらしの相談、結婚相談では、ホームページやSNS等を活用し、より多くの方に相談窓口が周知されるよう努める。また、メールやSNSを活用した相談対応について研究を行う。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業② 各種資金の貸付・金銭管理・生活困窮者自立支援

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
1-②-1	【生活福祉資金貸付】 生活福祉資金の貸付窓口業務を適切に行う。(実施主体：長野県社会福祉協議会) 生活就労支援センター「まいさぼ飯田」・県社協・行政等関係機関との連携強化を行い、事業推進を図り、業務量に応じて担当職員の配置を重層化する。	事 地 へ デ 介 松	基本施策① 生活困窮者への適切な相談 基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり
1-②-2	【日常生活自立支援事業】 基幹的社協の支援計画に基づき、日常生活自立支援事業での支援業務を行う。(実施主体：長野県社会福祉協議会) 県社協・基幹的社協・行政等関係機関と連携を図りながら厳正に業務を行い、業務量に応じて担当職員の配置を増強する。	事 地 へ デ 介 松	
1-②-3	【くらしの資金貸付】 町社協の単独事業として、低所得世帯に対し、生活維持に必要な小口のつなぎ資金の貸し付けを行うとともに、その個人・世帯の自立支援を行う。	事 地 へ デ 介 松	
1-②-4	【自立相談支援事業】 生活就労支援センター「まいさぼ飯田」出張所として関係機関と連携を図り、社協として就労支援の場を提供するとともに、本人の状況に応じた支援を行う。	事 地 へ デ 介 松	
1-②-5	くらしの相談、各種資金の貸付事業（生活福祉資金、くらしの資金）と連携し、要支援者を把握し各制度を活用した早期支援に努める。	事 地 へ デ 介 松	

2.地域福祉活動の推進・支援

現状

民生児童委員や福祉推進委員、ボランティアなどの協力により、町内 32 箇所でふれあい・いきいきサロン（以下、「サロン」という）が開催され、地域に密着しています。
今後の地域社会において、地域福祉に係るボランティアへの期待はますます高まっています。

課題

- ◆各自治会に設置している福祉推進委員の機能をさらに高めていく必要があります。
- ◆地域での支え合いを推進する社協の主要事業の一つとして、さらなるサロンの活性化に取り組む必要があります。
- ◆特定の人や役職が運営を担っているサロンもあり、運営の担い手は負担を感じていることが多くなっています。
- ◆参加者の減少、男性の参加者が少ないなど運営に関する問題を抱えるサロンが出てきています。
- ◆ボランティア団体の中には、会員の高齢化や後継者不足に悩む団体が増えていて、ボランティアの育成と支援が必要とされています。
- ◆住民のボランティア意識を啓発し、地域全体で支える福祉を高めていく必要があります。
- ◆困り事的情報を具体的に把握し、他機関と連携した支援方法について検討する必要があります。
- ◆福祉推進委員の活動への住民の理解が必要です。
- ◆学習活動や交流活動の周知を図り、魅力ある開催運営に努めていく必要があります。
- ◆社協活動や地域福祉への住民理解が不十分です。
- ◆事務局として各団体の自立した運営を支援していくことが大切です。

基本事業① ふれあい・いきいきサロンの推進・支援

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
2-①-1	サロンの講師や講義・講座内容の情報について、公民館等の協力を得ながら整理してまとめ、適切な紹介を行う。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり
2-①-2	サロンが開催されていない地域においては、地域の実態と住民ニーズを把握し、これに基づいたサロン開催を推進する。	事 地 へ デ 介 松	
2-①-3	サロンに協力していただける人材の把握と育成に取り組む。福祉推進委員選出では、サロンへの協力ができる方の選出を自治会に呼びかける。	事 地 へ デ 介 松	

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
2-①-4	【サロン情報交換会】 サロン活動が円滑に進められるよう、講師やメニューについて提供する情報交換会を、サロン関係者を対象に年1回開催する。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり
2-①-5	サロン活動の充実に積極的な地域関係者等を対象として、町内外の先進事例の視察やレクリエーション研修への参加等を支援する。	事 地 へ デ 介 松	
2-①-6	サロン活動の立ち上げや運営相談を行う。	事 地 へ デ 介 松	
2-①-7	活動に必要な道具やマイクロバスの貸し出し等を行う。	事 地 へ デ 介 松	
2-①-8	より多くの方に関心を深めてもらえるよう、サロンの開催情報や活動結果の情報発信を積極的に支援する。	事 地 へ デ 介 松	
2-①-9	サロンに参加したくても交通手段がなく参加できない方のために、担い手と協力し、送迎方法について検討・推進する。	事 地 へ デ 介 松	
2-①-10	サロン、保育園、子育て支援センター等と連携を図り、世代間の交流を促進する。	事 地 へ デ 介 松	
2-①-11	男性が参加しやすい企画や集客方法について検討し、サロンへの男性参加者の拡大を図る。	事 地 へ デ 介 松	
2-①-12	【いちごサロン】 まつかわ・すたいるプラザぷらっとを会場とし、シニア大学、ボランティア、地域のふれあいサロン、商店街等多様な主体と連携し住民主体で開催する“いちごサロン”の運営を支援する。	事 地 へ デ 介 松	
2-①-13	いちごサロンへの未就園児親子の参加促進のため、いちごサロンスタッフと協働で開催内容の研究を行う。	事 地 へ デ 介 松	
2-①-14	いちごサロンを活用したボランティア団体や福祉関係団体の活動PR・物販や、地元商店による物販を、いちごサロンスタッフや商店街等と協働で研究する。	事 地 へ デ 介 松	
2-①-15	【ふれあいサロン傷害補償】 サロン活動中の事故やケガを補償する保険（ふれあいサロン傷害補償）の加入窓口業務を行う。 保険加入促進のため、関係者に保険の必要性を十分に説明するとともに、開催内容に合った適切な保険（ボランティア行事用保険等）を紹介する。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業② ボランティアコーディネートの充実

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
2-②-1	ボランティアコーディネーターにより、ボランティアとボランティアを必要とする人とを結ぶコーディネートを行う。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社 会づくり
2-②-2	ボランティア活動の普及啓発や情報提供を推進する。	事 地 へ デ 介 松	
2-②-3	ボランティア団体への相談、助言、活動の調整・支援を行う。	事 地 へ デ 介 松	
2-②-4	個人でボランティア活動をしている方の実態把握に努め、活動調整・支援への研究を進める。	事 地 へ デ 介 松	
2-②-5	住民をはじめ、町内の高齢・障がい・児童福祉施設等からボランティアニーズを把握し、とりまとめたニーズ情報を継続的に発信し、ボランティアとのマッチングに努める。	事 地 へ デ 介 松	
2-②-6	ボランティア連絡協議会の活動がスムーズに行えるように、事務局として支援する。	事 地 へ デ 介 松	
2-②-7	【まつかワンダーランド】 ボランティア同士の交流、新規ボランティアの開拓、ボランティアの重要性を再確認するためにボランティア連絡協議会が開催する「まつかワンダーランド」を、事務局として支援する。	事 地 へ デ 介 松	
2-②-8	ボランティア活動中に起こる様々な事故からボランティアの方々を補償するボランティア保険の、加入手続き業務を行う。	事 地 へ デ 介 松	
2-②-9	傾聴ボランティアたんぼぼの会の活動を事務局として支援する。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業③ 生活支援コーディネートの充実

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
2-③-1	行政と連携し、社会福祉を取り巻く情勢や町の福祉課題を共有しながら、協議体設置の必要性を検討する。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社 会づくり

基本事業④ 地域ボランティアセンターの活用

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
2-④-1	各種媒体により地域ボランティアセンターの役割や活用方法等の情報を提供する。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり
2-④-2	ボランティアの皆さんが、有効な情報の受発信、活動、交流できる拠点スペースの環境整備に取り組む。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業⑤ 福祉推進委員の充実・活動の周知

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
2-⑤-1	【福祉推進委員会議】 福祉推進委員の役割と業務を明確にし、活発な活動を促すため、福祉推進委員会議を開催する。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり
2-⑤-2	福祉推進委員の活動を多くの方に理解してもらうため、委員の活動によって効果の上がった実例の紹介や、活動者のコメントをまとめ、住民に発信する。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業⑥ 地域福祉への理解を広げる学習会等の開催・情報発信

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
2-⑥-1	【福祉懇談会】 福祉推進委員、民生児童委員、社協役職員等を対象に、福祉懇談会を上片桐地区・大島地区・生田地区で開催する。（各地区：年1回） 懇談会の企画・運営は行政や関係機関と連携し行う。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり
2-⑥-2	【福祉出前講座】 福祉出前講座メニューを関係機関や町内の社会福祉法人等の協力を得て作成し（介護保険制度、介護技術、地域福祉の大切さ、認知症への理解、社協の役割等）、自治会や各種団体等に積極的に伺い、住民意識の向上につなげる。	事 地 へ デ 介 松	
2-⑥-3	社会福祉法人や介護保険事業者等と協力して学習会を企画・開催し、団体や事業者の情報発信の場としても活用する。	事 地 へ デ 介 松	
2-⑥-4	各種媒体を通じて、学習会等の情報をできるだけ多くの方に、わかりやすく発信する。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業⑦ バリアフリーのチェック・改善

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
2-⑦-1	障がいを持つ方や高齢者、福祉を考える会からの意見や要望に応じてバリアフリーのチェックを行い、改善に向けた取り組みを行政と協働で進める。	事 地 へ デ 介 松	基本施策② 障がい者福祉・支援の充実

基本事業⑧ 地域交流活動の促進

計画 No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
2-⑧-1	【地域交流事業】 地域住民へ交流の場を提供するとともに生きがいづくり、よりよい人間関係づくり、地域福祉に関心を持つきっかけづくりのため、地域交流事業を開催する。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社 会づくり

基本事業⑨ 福祉関係団体等への活動支援

計画 No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
2-⑨-1	身体障がい者福祉協会・遺族会・手をつなぐ育成会・赤十字奉仕団・福祉を考える会の活動が自立して活発に行えるよう事務局として支援する。 また、魅力ある事業の推進や団体加入を促す工夫・環境づくりに努める。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社 会づくり
2-⑨-2	【ふれあい広場】 ふれあい広場の開催を、事務局として支援する。（ふれあい広場：10月第3日曜日開催）	事 地 へ デ 介 松	
2-⑨-3	【福祉を考える集会】 福祉を考える集会の開催を、事務局として支援する。（福祉を考える集会：2月第3土曜日開催）	事 地 へ デ 介 松	

基本事業⑩ 活動推進方法の研究

計画 No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
2-⑩-1	地域福祉活動が活発となる取り組みや仕組みの研究を行政や住民等と協働で行う。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社 会づくり

基本事業⑪ 認知症の方への理解と地域での見守り体制の構築

計画 No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
2-⑪-1	地域包括支援センター、オレンジチーム（下伊那赤十字病院）、オレンジカフェと協働で地域に出向いての学習会を開催し、住民の認知症に対する知識・理解の向上を図る。	事 地 へ デ 介 松	基本施策③ 認知症患者と 家族の支援
2-⑪-2	認知症の方が行方不明になった場合の早期発見につながる取り組み・捜索活動の方法を、地域包括支援センター、オレンジチーム（下伊那赤十字病院）、オレンジカフェと協働で検討し、実施につなげる。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業⑫ 子育て環境と地域の子育て支援の充実

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
2-⑫-1	子育てに関わるボランティア、NPO、行政機関等のネットワークに積極的に参加し、課題解決に向けた具体的な取り組みを研究・実施する。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり
2-⑫-2	夏休みのラジオ体操に大人も参加することで世代間交流と子どもたちの見守りにつなげるため、おとなのラジオ体操カードを全戸配布する。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業⑬ 支え愛の声がけ運動の推進

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
2-⑬-1	ポスターの配布・掲示、新聞、ホームページ、SNS等を通じて広く周知し、支え愛の声がけ運動を推進する。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり



いちごサロン



ふれあい広場

3.高齢者・障がい者・介護者等への支援

現状

一人ぐらし、二人ぐらし高齢者世帯が増加し、地域の高齢化が進行し認知症高齢者も増加しています。また、高齢者世帯や障がい者世帯等は地域との関りが薄くなる傾向があります。

制度外の社協独自サービスによって支援を必要とする人の生活を支えており、町と連携して介護者を支える取り組みも実施しています。

課題

- ◆関連サービスの分散などによって支援を必要とする人の的確な把握が難しくなっています。
- ◆介護保険制度ですべての福祉サービスを行うことは困難となっています。
- ◆支援を必要とする人の状況を把握、統括し、円滑な支援に向けた適切な対応に取り組むことが必要です。
- ◆一人ぐらし・二人ぐらし高齢者世帯、障がい者世帯等に対し訪問活動やイベント参加促進による地域との関連づくりの支援が必要です。
- ◆高齢者の健康状態維持・向上のため生きがいづくり提供に取り組む必要があります。
- ◆支援が必要な高齢者等の不安な気持ちを解消し、支援策へとつなぐ仕組みや対応が必要です。
- ◆老々介護世帯の不安解消や、特別養護老人ホームの待機者への対策が求められています。
- ◆一人ぐらし・二人ぐらし高齢者世帯等、地域の中で、その方らしい暮らしを支えていく仕組みづくりが必要です。
- ◆引き続き、介護者の負担軽減の取り組みが必要です。
- ◆介護が必要な高齢者・障がい者に対する外出や交流の支援が必要です。
- ◆福祉用具の貸し出しは、引き続き必要です。

基本事業① 支援を必要とする人の把握と適切な対応

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
3-①-1	民生児童委員、福祉推進委員、行政、福祉関連事業者、地域住民等と協力し、地域との交流が少ない要支援者の把握に努める。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり
3-①-2	介護ストレス等が引き金となって虐待が発生するケースを避け、早期の発見と適切な対応をするため、関係機関等と協力し、職員への専門知識の習得を図る。 広報等を通じ相談窓口の存在を住民に間断なく周知する。	事 地 へ デ 介 松	
3-①-3	関係機関等と連携し、支援対象者の心身の状態や生活環境、ニーズに合わせた適切な対応に努める。	事 地 へ デ 介 松	
3-①-4	関係機関等と連携した対応を取る場合は、支援対象者のプライバシーに配慮する。	事 地 へ デ 介 松	

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
3-①-5	生活支援コーディネーターや地域福祉コーディネーターによる支援を必要とする方への訪問活動や相談活動により不安や問題を明らかにし、地域包括支援センターをはじめ様々な専門職やボランティア等と連携し解決を図る。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり

基本事業② 一人ぐらし高齢者等への支援

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
3-②-1	行政との協働に基づき、関係機関と連携を取りながら、必要に応じて一人ぐらし・二人ぐらし高齢者世帯、高齢者と未婚の子ども世帯等を定期的に訪問し、総合相談、各種福祉サービスの紹介、健康状態のチェック等を行う。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり
3-②-2	【こんにちは訪問】 一人ぐらしの会や地域包括支援センター、民生児童委員等から、安否確認が必要と思われる一人ぐらし高齢者や認知症の方を把握し、安否確認を行う。 一人ぐらしでの不安を無くすための精神的支援に努める。	事 地 へ デ 介 松	
3-②-3	一人ぐらし高齢者や高齢者世帯の生活の中での困りごとを把握し、解決に向けて行政、住民、ボランティアと協働で取り組む。	事 地 へ デ 介 松	
3-②-4	生活支援コーディネーター、地域福祉コーディネーターを配置し、一人ぐらし・二人ぐらし高齢者世帯、8050 問題等の日常生活支援の充実を図る。	事 地 へ デ 介 松	
3-②-5	【シングルの会料理教室】 男性の一人ぐらし高齢者または、自身で食事を作る必要がある高齢者世帯の男性を対象に、健康管理と交流を目的とした料理教室を隔月で開催する。	事 地 へ デ 介 松	
3-②-6	【一人ぐらしの会】 一人ぐらし高齢者の交流機会である一人ぐらしの会を開催する。(大島、上片桐、生田の3地区：毎月1回程度／三地区交流会：年1回／全体交流会：年1回)	事 地 へ デ 介 松	
3-②-7	一人ぐらし高齢者世帯や日中独居の高齢者に対しての訪問活動につなげるため、人材の育成、強化を行う。	事 地 へ デ 介 松	
3-②-8	【ボランティア横づな】 ボランティア横づなを組織し、家庭ごみの排出や、生活範囲内の室内清掃・草取り等に問題を抱える介護保険認定者や障がい者を支援する。	事 地 へ デ 介 松	
3-②-9	【ボランティアの日】 毎月1回、日曜日を基本に、ボランティア横づなが活動する日として「ボランティアの日」を設定する。	事 地 へ デ 介 松	
3-②-10	ボランティア横づなが行うボランティア活動への一般住民の参加を増やすため、積極的な情報発信と働きかけを行う。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業③ 介護者への支援

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
3-③-1	【介護者教室】 介護者同士の情報交換と交流、介護者のリフレッシュ、介護方法の基礎知識や技能を身につけていただくことを目的とした介護者教室を、社会福祉センターや町内の喫茶店等を会場に隔月で開催する。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社 会づくり
3-③-2	【在宅介護者リフレッシュ事業】 要介護者を在宅で介護されている介護者のリフレッシュを目的として日帰りバス遠足を年1回開催する。	事 地 へ デ 介 松	
3-③-3	介護者教室、在宅介護者リフレッシュ事業は、介護者のニーズを十分把握して実施する。	事 地 へ デ 介 松	
3-③-4	【緊急一時預かり事業】 介護者が緊急の理由で介護が出来なくなった場合、介護を必要とされる方に一時的な宿泊サービス（3日以内）を提供する。	事 地 へ デ 介 松	
3-③-5	在宅における介護のポイント、認知症や介護保険、介護者を支えるサービス、障がいに係る基礎知識等、介護者が必要とする情報を積極的に発信する。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業④ 介護が必要な高齢者・障がい者の外出や交流の支援

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
3-④-1	【希望の旅事業】 介護保険認定者と身体障がい者及びこれらの介護者に対し、日帰りでの外出機会を通じて交流やふれあいの場、心身のリフレッシュの機会を提供する。（年1回）	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社 会づくり
3-④-2	【レンゲツツジの会バスハイク】 普段交流の少ない方に交流の場を提供するため、ボランティア団体「レンゲツツジの会」が開催する日帰りバス遠足を、事務局として支援する。（年1回）	事 地 へ デ 介 松	
3-④-3	障がいを持つ方への理解促進を図るため、当事者団体等と連携しながら、広報・啓発活動や地域での学習会の開催、またイベントを通じた交流の推進等を図る。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業⑤ 福祉用具の貸与・紹介

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
3-⑤-1	【福祉用具の貸与】 身体の不自由な方の在宅生活を支えるため、社協の所有する介護用ベッド、吸引器、車椅子等の貸し出しを行う。安全に利用してもらえるように物品管理を徹底する。	事 地 へ デ 介 松	基本施策② 障がい者福祉・支援の充実
3-⑤-2	相談者の希望に応じて、介護福祉機器・用品についての相談にあたり、専門業者への取り次ぎを行う。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業⑥ 介護予防・日常生活支援総合事業

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
3-⑥-1	【訪問型サービス（独自）】 事業対象者、又は要支援の認定を受けた方のお宅に訪問し、入浴、排せつ、食事介助等の身体介護、食事作り、洗濯、掃除、買い物等の生活援助を行う。	事 地 へ デ 介 松	基本施策② 障がい者福祉・支援の充実
3-⑥-2	【訪問型サービスA】 事業対象者、又は要支援の認定を受けた方のお宅に訪問し、家事援助を行う。	事 地 へ デ 介 松	
3-⑥-3	【お元気デイサービス〔通所型サービス（独自）〕】 事業対象者、又は要支援の認定を受けた方に、入浴、食事、口腔衛生、個別援助に基づいた機能訓練、レクリエーション等のサービスを、日帰りで提供する。また、利用者、家族に対し、生活に関する相談や助言も行う。	事 地 へ デ 介 松	
3-⑥-4	【配食サービス事業】 支援が必要な高齢者世帯等を対象に、昼食の弁当配達と声かけ活動を行う。 事業を継続していくうえでの課題については、行政と連携を密にして取り組む。	事 地 へ デ 介 松	
3-⑥-5	【認知症カフェ補完事業やすらぎ支援事業】 認知症カフェ利用者、軽度認知症を発症している方、一人ぐらしの会参加者等の家庭をやすらぎ支援員が訪問し、話し相手や見守りを行う。	事 地 へ デ 介 松	基本施策③ 認知症患者と家族の支援
3-⑥-6	【コミュニティ・カフェ（出張デイサービスを含む）〔一般介護予防事業〕】 高齢者の活躍の場を提供し、様々なメニューの中から組みたい内容の自己選択、自己決定を行い、楽しみながら介護予防やりハビリを行う。 男女問わず楽しむことができる魅力あるプログラムを展開する。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう地域共生の社会づくり
3-⑥-7	地域包括支援センターと連携を図り、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用者の心身の状況を把握し、必要に応じて適切な福祉サービス利用につなげる。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業⑦ 元気センター(仮称)への参画

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
3-⑦-1	元気センター（仮称）の検討委員会に参加し、地域共生社会の拠点となるような施設建設と運用について、早期実現に努める。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう地域共生の社会づくり

4.車による移動手段の少ない方への支援

現状

既存の公共交通や送迎サービスだけでは対応できないケースもあり、移動に困難や不安を抱える人が増えています。

課題

◆移動を伴う生活課題を把握しながら、行政等と協力して解決に向けた取り組みを研究・実施する必要があります。

基本事業① 移動を伴う生活課題の把握と適切なサービスの紹介

計画 No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
4-①-1	生活支援コーディネーター、地域福祉コーディネーター等の訪問活動により、移動を伴う生活課題を把握するとともに、適切なサービスを紹介する。解決できない課題については新たなサービスの必要性について研究を行う。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり

基本事業② 商店街等との協力によるサービスの充実

計画 No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
4-②-1	商工会・商店街・JA 等と協力し、交通手段の少ない高齢者等の買い物ニーズの把握に努め、町内における買い物活動支援を研究・検討する。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり

5.福祉教育の推進

現状

将来の地域福祉を担う人材の育成が求められる中、学校側でも福祉に係る教育の大切さが再認識されています。

学校で行われる各種福祉学習の講師として職員を派遣しているほか、福祉活動の体験先の紹介や、活動メニューの提供を行っています。

課題

- ◆学校と連携を図りながら、引き続き福祉教育に取り組むことが必要です。
- ◆福祉活動に関する体験先の紹介や体験メニューの提供が求められています。
- ◆青少年層が普段から高齢者や障がい者の身体特性、バリアフリーについて理解を深めることは地域福祉の推進を図る上で重要となります。

基本事業① 福祉推進校の指定・支援

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
5-①-1	学校教育における福祉活動を財政面で支援することを目的として、町内小・中・高の4校を福祉推進校に指定し、補助金を交付する。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり
5-①-2	各校の福祉活動の内容や課題等について、情報の共有と連携を図るため、福祉推進校連絡会を開催する。（年1回）	事 地 へ デ 介 松	

基本事業② 小・中・高校の福祉学習等への支援

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
5-②-1	地域福祉をテーマとした総合的な学習内容等の相談、体験先の社会福祉施設の紹介、機材の斡旋を行う。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり
5-②-2	町内の小中学校・高校に、福祉に関する学習や体験等のプログラムを適切に提供するため、体験メニューや講師となる人材データの情報整理、蓄積を進める。	事 地 へ デ 介 松	
5-②-3	長期休みを利用した小中高生・大学生の福祉施設体験や、ボランティア活動を、福祉施設や関係機関等の協力を得ながら企画・運営する。	事 地 へ デ 介 松	
5-②-4	高校生や大学生等のボランティア活動の参加意欲を促進し、次世代の地域福祉の担い手育成を図るため、高校生や大学生向けのボランティアメニューを用意し、飯田下伊那地域の高校や短期大学を通じ、積極的な参加を呼びかける。	事 地 へ デ 介 松	

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
5-②-5	高齢者や障がい者への理解を深めるため、小中学生や高校生による疑似体験を行い、地域福祉への普及・啓発を図る。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社 会づくり
5-②-6	小中学校や高校の福祉体験学習の講師として対応できる職員の育成を図る。	事 地 へ デ 介 松	
5-②-7	保育園・小・中学校生徒との交流や、中学校・高校の福祉体験学習等を積極的に受け入れる。	事 地 へ デ 介 松	
5-②-8	社会福祉の専門職として活躍する人材の育成のため、大学・専門学校・短期大学等の実習受け入れを積極的に行う。職員の介護実習指導者の育成にも努める。	事 地 へ デ 介 松	
5-②-9	【ニコボラ】 松川町教育委員会と連携し、ニコボラ（中学生ボランティア体験事業）の活動支援を行う。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業③ 保育園・子育て支援センターとの連携

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
5-③-1	保育園・子育て支援センターと連携を図りながら世代間交流の機会づくりに取り組む。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社 会づくり

基本事業④ こども福祉教室“あいむ”の活動支援

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
5-④-1	【こども福祉教室 “あいむ”】 小中学生が体験を通じて、自分達の住んでいる町に目を向け、共に考え、生きる心を育むことを目的としたこども福祉教室“あいむ”のボランティア活動を事務局として支援する。 新規スタッフの勧誘に努める。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社 会づくり



こども福祉教室 “あいむ”

6.防災と災害復旧・復興支援

現状

災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を行政と協働で年1回企画実施しており、振り返りによって課題や対策を取りまとめています。

災害ボランティアセンター立ち上げ訓練に併せて防災・減災講座を開催しています。

災害時の社協の役割は総合防災マニュアルに明記されています。

大規模災害発生時、被災地への職員派遣やボランティア派遣を行っています。

課題

- ◆災害時のボランティア活動やボランティア受け入れ体制に対し、関係する団体が日頃から認識し合うことが大切です。
- ◆災害ボランティアセンター立ち上げ訓練は行政、関係機関、住民との協働による実施が不可欠です。
- ◆災害ボランティアセンター立ち上げ訓練にはより多くの住民の参加が求められています。
- ◆被災地等からの要請に基づき、迅速な対応が必要です。
- ◆大規模災害時における事業継続計画が十分ではありません。
- ◆防災マニュアルの更新が必要です。

基本事業① 大規模災害に備えた講座の開催

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
6-①-1	大規模災害に備え、災害ボランティアに関係した講座を行政や関係機関と協働で企画・実施する。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり

基本事業② 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
6-②-1	【災害ボランティアセンター立ち上げ訓練】 行政、関係機関、住民との協力により、総合防災マニュアルに沿った災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施する。（年1回）	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり
6-②-2	社協関連の情報媒体やチャンネル・ユー、学校などをとおして、災害に対する訓練や講座へ多くの住民や学生の参加を積極的に呼びかける。	事 地 へ デ 介 松	
6-②-3	大規模災害発生時や今後の訓練に活かすため、訓練結果を振り返り課題をとりまとめ、必要な対策を講じる。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業③ マニュアルの整備・更新

計画 No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
6-③-1	災害発生時に適切な判断やスムーズな行動がとれるよう、災害発生時及びそれに備えた平時の具体的な行動を定めた各種マニュアルや計画を整備・更新する。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社 会づくり

基本事業④ 防災・防犯訓練の実施

計画 No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
6-④-1	非常時に落ち着いて適切な行動がとれるよう、防災訓練（年2回）や防犯訓練を実施する。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社 会づくり

基本事業⑤ 災害用備蓄の整備

計画 No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
6-⑤-1	大規模災害に備え、食料、飲料水、その他生活必需物資の備蓄を行う。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社 会づくり
6-⑤-2	災害ボランティアセンターの運営に必要な資機材、事務用品、印刷物、記入様式等の備蓄を行う。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業⑥ 災害時における職員連絡体制と被災情報収集

計画 No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
6-⑥-1	災害発生時、職員へのスムーズな連絡ができるよう、また職員間で職員や地域の被災状況が即座に把握できるよう、緊急連絡・安否確認システムの導入と活用を行う。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社 会づくり

基本事業⑦ 災害時における要配慮者支援

計画 No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
6-⑦-1	災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方が滞在する福祉避難所の運営について、行政や町内福祉施設等と協働で研究・準備を進める。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社 会づくり
6-⑦-2	災害発生の恐れがある時、高齢者世帯や障がい者世帯等、自力での避難が困難な世帯に対する避難方法や安否確認の方法を行政と協働で研究し、実施につなげる。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業⑧ 被災地支援と災害時相互応援に関連した取り組み

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
6-⑧-1	長野県内社会福祉協議会災害時相互応援協定に基づき、被災地への職員派遣や物資等の提供を行う。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり
6-⑧-2	行政や関係機関と協力し、大規模災害が発生した被災地への義援金や物資、人材等の支援活動を行う。	事 地 へ デ 介 松	
6-⑧-3	友好姉妹都市である静岡県牧之原市、埼玉県蓮田市の社会福祉協議会等と顔の見える関係づくりに努め、有事の際の応援協力を備える。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業⑨ 自治会や災害支援を行うNPOやNGO等との連携強化

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
6-⑨-1	自治会で行われている災害発生時及びそれに備えた対策についての把握に努め、社会福祉協議会が行う各種災害対策活動と連携を図る。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり
6-⑨-2	被災地への職員派遣や、災害支援を行うNPOやNGOが主催するセミナー等への参加を通じ、災害支援を行うNPOやNGOとの関係づくりや連携強化を行う。	事 地 へ デ 介 松	



災害ボランティアセンター立ち上げ訓練



長野市穂保地区で活動する松川町の災害ボランティア

7.介護保険法による介護保険事業の運営

現状

ヘルパーステーション、ひまわり荘、介護支援センター、松川荘で介護保険法によるサービスを提供しています。それぞれの部署では、セーフティーネットとしての役割を念頭においた事業運営を行っています。

課題

- ◆介護保険事業においては、利用者とその家族の意向に沿った適切なサービスを提供しながら、収益を確保していくことが求められています。
- ◆利用者の不満や要望を知り、よりよいサービスの提供につなげていく必要があります。
- ◆支援困難ケースへの対応は関係機関や他職種との連携が必要で、部署内でも早急に対応できる体制整備が必要です。

基本事業① 居宅介護支援

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
7-①-1	介護保険の認定を受けている利用者とその家族の意向を確認して居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成を行う。	事 地 へ デ 介 松	基本施策④ 介護保険事業の健全な運営
7-①-2	介護がスムーズに行えるように、サービス実施機関等との連絡調整を行う。	事 地 へ デ 介 松	
7-①-3	地域ケア会議へ参加し、事例の提供・検討を行い、関係機関や他職種との連携に努める。	事 地 へ デ 介 松	
7-①-4	定期的に部署内で会議を行い、情報を共有し支援内容を評価しながら、個々にあった適切な支援を行う。	事 地 へ デ 介 松	
7-①-5	毎月、自己点検シートで自己評価を行い、適切な運営に努める。	事 地 へ デ 介 松	
7-①-6	他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の事例検討会に参加し、資質向上に努める。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業② 訪問介護

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
7-②-1	利用者に対し、在宅での入浴・排せつ・食事介助等の身体介護、調理・洗濯・掃除・買い物等の生活援助、相談、助言を行う。	事 地 へ デ 介 松	基本施策④ 介護保険事業の健全な運営

基本事業③ 通所介護

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
7-③-1	要介護者に対し、日帰りで入浴・食事・口腔衛生・機能訓練・レクリエーション等、利用者に適切なサービスを提供する。 【営業日】 月曜日～土曜日（年末年始を除く） 【営業時間】 午前8時15分～午後5時15分（午前7時30分～、午後7時まで延長可能）	事 地 へ デ 介 松	基本施策④ 介護保険事業 の健全な運営
7-③-2	利用者に合わせ、心身機能の維持向上と楽しみや生きがいにもつながる個別援助計画（通所介護計画）を作成する。	事 地 へ デ 介 松	
7-③-3	個別機能訓練計画書を作成し、身体機能の維持・評価・改善に努める。	事 地 へ デ 介 松	
7-③-4	利用者やその家族に対し、生活に関する相談や助言を行う。	事 地 へ デ 介 松	
7-③-5	臨時利用や、時間延長利用を積極的に受け入れる。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業④ 介護福祉施設サービス

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
7-④-1	入所する要介護者に対し、その方の望む生活と自立支援を基本に作成した施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助、機能訓練、音楽療法、健康管理及び療養上の援助を行う。（利用定員50名）	事 地 へ デ 介 松	基本施策④ 介護保険事業 の健全な運営

基本事業⑤ 短期入所生活介護

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
7-⑤-1	要介護、又は要支援認定者のご家族が一時的に介護ができなくなった場合に、専門の知識・技術を備えた施設の職員が、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上のお世話や生活リハビリを行う。（利用定員8名）	事 地 へ デ 介 松	基本施策④ 介護保険事業 の健全な運営
7-⑤-2	在宅生活から施設生活へのスムーズな移行のため、入所時は、本人・家族から心身の状況や在宅での生活の様子、施設生活への要望等、きめ細かな情報収集を行う。	事 地 へ デ 介 松	
7-⑤-3	退所時は、本人・家族に対し、療養上の助言や在宅における適切な介護方法の指導を行う。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業⑥ 介護事故の防止

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
7-⑥-1	介護事故が発生した場合は、マニュアルに沿った対策を行う。 状況等を分析し、有効な防止策を検討し、その内容を職員に 周知する。 防止策を講じた際にはその効果について定期的に評価する。	事 地 へ デ 介 松	基本施策④ 介護保険事業 の健全な運営
7-⑥-2	ヒヤリハットの収集・分析を随時行い、重大事故の発生を未 然に防止する。	事 地 へ デ 介 松	
7-⑥-3	事故防止検討委員会を開催し、再発防止策を検討し職員に周 知徹底する。	事 地 へ デ 介 松	
7-⑥-4	事故防止学習会を開催し、事故防止への職員の意識向上と知 識・技術の習得に努める。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業⑦ サービスの予約

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
7-⑦-1	サービス提供票に沿った確実な利用ができるよう、利用者予 約の二重チェックを行う。管理方法のチェック・改善は継続 的に行う。	事 地 へ デ 介 松	基本施策④ 介護保険事業 の健全な運営

基本事業⑧ セーフティーネットの役割と新たなサービス・ニーズ研究

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
7-⑧-1	社協の介護保険事業所として、セーフティーネットの役割を 果たすとともに、地域や社会状況の変化に即した特色あるサ ービスの研究・検討を行う。	事 地 へ デ 介 松	基本施策④ 介護保険事業 の健全な運営

基本事業⑨ 特養松川荘のあり方

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
7-⑨-1	特養松川荘の今後の在り方に向けた検討会議を開催し、行政 と連携し検討を進める。	事 地 へ デ 介 松	基本施策④ 介護保険事業 の健全な運営

基本事業⑩ サービスの評価

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
7-⑩-1	利用者主体のサービス内容になっているか、定期的に居宅サービス計画書（ケアプラン）や、個別援助計画に基づき評価を行う。	事 地 へ デ 介 松	基本施策④ 介護保険事業の健全な運営
7-⑩-2	更なるサービスの質向上を図るため、介護保険事業を利用される利用者、またその家族にサービス満足度調査を行う。	事 地 へ デ 介 松	
7-⑩-3	適切なサービスの提供に努めるため、支援内容が職員により異なることがないよう、サービス提供マニュアルや業務マニュアルの定期的な評価、改善を行う。	事 地 へ デ 介 松	
7-⑩-4	接遇の自己評価、職員間での評価、第三者からの評価を実施し、職員の資質向上に努める。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業⑪ 地域の介護保険事業所等との連携

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
7-⑪-1	サービスの質向上を図るため、事業者連絡会に出席し、町内外の介護保険事業所と連携を図り、情報交換と学習に努める。	事 地 へ デ 介 松	基本施策④ 介護保険事業の健全な運営

基本事業⑫ 制度の充実への取り組み

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
7-⑫-1	介護保険制度をより充実させるため、介護保険制度の課題や問題点に対し、改善要望を関係機関に伝える。また、制度では補完できない支援内容については関係機関や住民と連携し、代替サービスの提供や新たな仕組みの検討につなげる。	事 地 へ デ 介 松	基本施策④ 介護保険事業の健全な運営

8.障害者総合支援法による障がい福祉サービスの運営

現状

障害者総合支援法に基づきサービスを提供しています。

課題

◆障害者総合支援法の改正が予想される中、適切なサービス提供を行うとともに、これらの制度の学習や普及に努める必要があります。

基本事業① 居宅介護

計画 No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
8-①-1	居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談助言、その他の生活全般にわたる援助を行う。	事 地 へ デ 介 松	基本施策② 障がい者福祉・ 支援の充実

基本事業② 重度訪問介護

計画 No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
8-②-1	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。	事 地 へ デ 介 松	基本施策② 障がい者福祉・ 支援の充実

基本事業③ 障がい福祉関連サービスの学習と訪問家庭への情報提供

計画 No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
8-③-1	障がい福祉サービスに関する法律や制度を職員間で学習し、情報提供に努める。	事 地 へ デ 介 松	基本施策② 障がい者福祉・ 支援の充実

9.松川荘利用者へのサービス向上

現状

利用者本意の個別ケアに努め、終末ケアに関しては看取りに関するマニュアルの作成、利用者や家族の身体的・精神的支援、個室による安心して終末を迎えられるケアなどの対応を行っています。終末期の対応については家族会を開いて理解を得ています。

入所しても家族と一緒に過ごす時間が取れるよう、利用者の誕生日前に家族へのはがき送付や、希望する利用者の一時帰宅（家族と連携して実施）を実施しています。

課題

- ◆個々の望む生活の実践をするケアの充実。
- ◆個々の状態に合った個別ケアの充実。
- ◆利用者に寄り添うケアの充実。
- ◆事故のない安全な生活の支援の充実。
- ◆終末を迎えられた利用者、またその家族に寄り添い、身体的・精神的な支えとなることが求められています。
- ◆利用者と家族および医療機関等と、より連携を深めた終末ケアが必要です。
- ◆特養松川荘から地域へ積極的に溶け込み、地域住民との交流をいかに進めていくかが課題です。
- ◆利用者にとって、家族とのつながりの実感は欠かせないため、引き続き利用者と家族のふれあいの仕組みを維持・充実することが重要です。

基本事業① 重度化に伴う体制構築への取り組み

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
9-①-1	重度者、軽度者を分けたグループ編成を実施し、状態に合ったケアを行う。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業② 生活単位を小さくしたグループケア

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
9-②-1	利用者の人生観を尊重し、利用者本意の個別ケアを目指し、ニーズにあったプログラムを提供する。	事 地 へ デ 介 松	
9-②-2	心身の状態と介護保険のサービス種類（介護福祉施設サービス、短期入所生活介護）によって生活空間や日課を3つにグループ化。家庭的な雰囲気の中、グループごとに配置された顔なじみの職員が、きめ細かなケアを提供する。	事 地 へ デ 介 松	
9-②-3	サービス担当者会議を定期的に行い、利用者・家族が望む生活を職員間で確認・共有し、実現に努める。	事 地 へ デ 介 松	

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
9-②-4	利用者個々の希望に応じて、外注食や外食を実施する。	事 地 へ デ 介 松	
9-②-5	個別の排せつケア（個々の利用者にあった排せつ方法や、介助方法、排せつ用品の使用）により、清潔で快適な生活と、身体機能の維持向上に努める。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業③ 終末への取り組み

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
9-③-1	看取りに関するマニュアルに沿って、利用者の意思と、家族の意思を尊重し、人権の擁護に努めながら、利用者が安らかな死を迎えられることができるように、利用者や家族の支えとなり、身体的・精神的支援に努める。	事 地 へ デ 介 松	
9-③-2	終末対応は医師から直接家族が説明を受ける機会を設けるとともに、利用者の状態が変化した場合は、家族、医師、職員間の連携を密にし、安心した終末を迎えることができるように努める。	事 地 へ デ 介 松	
9-③-3	利用者にとって最良の終末であり、家族にとっても最良の看取りができるよう、家族と職員で看取り研修を実施する。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業④ 感染症予防の取り組み

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
9-④-1	定期的に感染予防マニュアルの確認の機会や学習会（年2回）を開催し、感染症への職員の意識向上と、知識・技術の習得を図り、感染症予防に努める。	事 地 へ デ 介 松	
9-④-2	感染症対策委員会を年4回開催（感染症発生時は随時開催）し、マニュアルの確認と職員への周知徹底を図り、感染症予防に努める。	事 地 へ デ 介 松	
9-④-3	感染症の発症時はマニュアルに沿い、最小限の罹患者に留めるよう統一した対応に努める。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業⑤ 地域に開かれた施設への取り組み

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
9-⑤-1	ボランティアの受け入れ、小・中・高校の職場体験の受け入れ、大学の実習等、施設を提供しながら、地域に開かれた環境づくりを進める。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社 会づくり
9-⑤-2	ふれあい広場での施設開放や防災訓練等をとおして、地域住民と施設利用者・家族の交流や、顔の見える関係づくりに努める。	事 地 へ デ 介 松	

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
9-⑤-3	地域住民参加型の行事には、各種情報媒体を通じ、積極的に住民の参加を呼びかける。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり
9-⑤-4	地域の中の施設として保育園、小・中・高校との交流を深める。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業⑥ 個々の適正な栄養管理と楽しみの持てる食事提供

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
9-⑥-1	個々の利用者の心身の状態と嗜好に応じた栄養管理と、季節の行事に応じた行事食の提供等により、食べる楽しみと生きる喜びにつながる食事の提供に努める。	事 地 へ デ 介 松	
9-⑥-2	ソフト食を取り入れ、嚥下力や咀嚼力の機能低下した方も飲み込み易く、また、原材料の味や見た目を生かしながら季節感のある食事を提供する。	事 地 へ デ 介 松	
9-⑥-3	安心・安全な食材の選定と、手作りにこだわった四季折々の旬の味の提供に努める。	事 地 へ デ 介 松	
9-⑥-4	毎月の誕生日会には特別メニューを提供し、誕生者のお祝いを行う。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業⑦ 身体機能現状維持と機能訓練の充実

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
9-⑦-1	入所形態や身体状況に係わらず、定期リハビリ以外に、個別機能訓練計画に基づき、残存機能を維持するために個別の生活リハビリを行う。	事 地 へ デ 介 松	
9-⑦-2	柔道整復師によるリハビリを毎週火曜日に実施し、残存機能の維持に努める。	事 地 へ デ 介 松	
9-⑦-3	音楽療法士による音楽療法セッションを月1～2回実施し心身の健康の回復、向上を図る。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業⑧ 家族との連携を深める取り組み

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
9-⑧-1	家族と連携して、よりよい施設運営を進めるため、家族会の内容を充実するとともに、年1回総会を開催する。 (6月)	事 地 へ デ 介 松	
9-⑧-2	「松川荘だより」を家族や関係者に送付し、施設の情報を提供する。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業⑨ 利用者と家族のつながりを大切にする取り組み

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
9-⑨-1	特養松川荘の現状報告や各行事の案内状を利用者の家族に送付して参加を促し、家族との交流の機会を増やす。	事 地 へ デ 介 松	
9-⑨-2	利用者の生活の様子や施設内の出来事、介護情報等を掲載したお便りを定期的に発行し、家族や関係者に送付する。	事 地 へ デ 介 松	
9-⑨-3	利用者や家族から希望があれば、利用者と家族との外出や食事会、自宅訪問を計画し、家族水入らずの時間を提供する。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業⑩ 行事・娯楽の充実

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
9-⑩-1	生活に潤いと変化をもたせ、喜びと生きがいにつながるよう、季節に合わせた行事を毎月企画・実施する。	事 地 へ デ 介 松	
9-⑩-2	毎日の生活の中でのレクリエーションを充実し、楽しみをとおして心身機能の維持向上を図る。	事 地 へ デ 介 松	
9-⑩-3	料理作りをとおし利用者・職員で楽しく交流を図る「料理を作る会」を毎月1回開催する。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業⑪ 委員会の設置

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
9-⑪-1	部署を越えた職員で構成される委員会を設置し、利用者の生活の質向上のために活動する。 【設置委員会】 ○法制度に基づく委員会 事故防止検討委員会／苦情対策委員会／感染症対策委員会／褥瘡防止委員会／身体拘束廃止委員会／喀痰吸引・経管栄養安全対策委員会 ○松川荘独自の委員会 排せつ・入浴委員会／食事・口腔ケア委員会／行事・レクリエーション委員会	事 地 へ デ 介 松	

基本事業⑫ 「松川荘だより」の発行

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
9-⑫-1	【松川荘だより「まつかわそう」】 利用者の生活の様子や施設内の出来事等を掲載した松川荘だより「まつかわそう」を発行し、施設情報の提供と、施設への理解促進に努める。 ○発行回数：年3回（7月、11月、3月） ○配布範囲：松川町全戸／身元引受人／近隣福祉関係事業所	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり

10.地域福祉情報の受発信

現状

社協だより、ボランティアだよりを隔月で発行しています。
町内ボランティア情報の収集に努めています。
ボランティア情報の活用にも努めています。
現在、日常生活においては、必要な情報はホームページから得ることが定着してきており、社協の情報発信の媒体としても最も重要です。

課題

- ◆住民の中には、情報不足が原因で地域福祉に係わっていない方が数多くいます。地域福祉の取り組みやボランティアに関する情報を効果的に発信し、地域福祉の意識を啓発する必要があります。
- ◆地域福祉活動を啓発し、ボランティア活動を促進することが必要です。
- ◆SNSやメール発信など、新たな情報発信方法の創出を望む声も聞かれますので、時代に即した対応が求められます。

基本事業① 社協だより・ボランティアだよりの発行

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
10-①-1	【社協だより「ずーっといっしょ」】 【ボランティアだより「ふれあいひろば」】 社協やボランティアの情報を幅広く発信するため、社協だより「ずーっといっしょ」、ボランティアだより「ふれあいひろば」を発行する。（各誌：年6回奇数月発行）	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり
10-①-2	広報誌がより幅広い世代に親しまれ効果的な情報媒体となるよう、アンケート結果を活かした紙面づくりに努めるとともに、専門家を依頼して編集作業の研修を実施する。	事 地 へ デ 介 松	
10-①-3	広報誌等の発行物について、病院や商店等で、できるだけ多くの人が目にするのできる場所へ設置を進める。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業② ボランティアコーナー（掲示板）の設置

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
10-②-1	町内の主要箇所（学校や公民館、商工会等）にボランティアコーナー（掲示板）を設置する。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり

基本事業③ チャンネル・ユー、インターネットの活用

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
10-③-1	【チャンネル・ユー「社協だより」】 チャンネル・ユーを利用して社協の理解や地域福祉向上のため「社協だより」を発信する。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり
10-③-2	ホームページ、SNSを活用し、最新かつ正確な情報提供と、情報の拡散に努める。	事 地 へ デ 介 松	
10-③-3	ツイッターやインスタグラム等、新たなSNSの運用を研究し導入につなげる。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業④ ボランティア情報の収集・参加促進

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
10-④-1	町内福祉施設や病院、商店街、サークル等、さまざまな関係者との情報交流に努め、町内のボランティア情報を収集・統括する。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり
10-④-2	収集したボランティア情報を活用し、ボランティア活動への幅広い町民の参加を促進する。	事 地 へ デ 介 松	
10-④-3	中高年が活躍できるボランティア活動の場を把握し、より広い情報提供に努める。 また、中高年が活躍できる場づくりに取り組む。	事 地 へ デ 介 松	
10-④-4	商工会と連携し、企業等へボランティア活動の理解を広げ、具体的な活動へつなげる。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業⑤ イベントを通じた情報の受発信

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
10-⑤-1	福祉を考える集会、ふれあい広場を通じて、地域福祉情報の受発信に努める。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり

基本事業⑥ 様々な福祉・社協情報の周知

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
10-⑥-1	社協活動への理解を深めていただくため、社協パンフレットを各種会議等で配布する他、町内各所への設置を行う。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり
10-⑥-2	法制度や事業内容に変更が生じた場合は、速やかに社協パンフレットを更新する。	事 地 へ デ 介 松	

11. 社協組織の基盤強化

現状

社協組織の基盤強化のための方策を研究し、具体化に向け取り組んでいます。
職員の資質向上に伴う活動へは、現在も支援する体制をとっていますが、資格取得は職員の意思に任せています。

地域福祉活動計画については、行政と連携し、地域住民、福祉活動を行っている方、サービス事業者、社協役職員等の意見を取り入れながら、策定作業を行っています。

計画実現に向け、地域福祉活動計画評価・推進会議を年1回開催しています。

課題

- ◆住民、ボランティア、福祉サービス事業者、行政機関等との「協働」による社協組織の基盤強化を図り、事業運営を進めていく必要があります。
- ◆地域福祉の推進役としての期待が高まる中、業務体制の合理化・効率化、自主財源の確保を進めていく必要があります。
- ◆役職員の資質向上等を通じ、組織の基盤強化に取り組むことが重要です。
- ◆社会福祉法人として地域貢献が必要です。
- ◆社協職員としての共通認識が必要です。
- ◆福祉を取り巻く枠組みや制度が変化する中、社協が関係機関や住民と協働で、担うべき役割を地域福祉活動計画として取りまとめ、適切に見直ししながら業務を進めていく必要があります。
- ◆交通事故防止と安全管理の徹底が必要です。

基本事業① 基本理念の浸透と基本理念に基づく組織・事業運営

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
11-①-1	松川町社協の基本理念を役職員に浸透させ、基本理念を原動力、拠り所とした組織・事業運営を行う。 また、基本理念という一貫性を維持しながらも、常に変化し続け進歩し続ける組織・事業運営を行う。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業② 業務体制の合理化・効率化

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
11-②-1	社協の運営にあたっては、社協自身が主体的で適切な経営判断をする必要があるため、経営に係る研修会等に役職員が積極的に参加し、情報を収集し役員組織をより強固なものとし、地域により開かれた事業運営を目指す。	事 地 へ デ 介 松	
11-②-2	理事会を随時（年4回以上）開催する。	事 地 へ デ 介 松	

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
11-②-3	毎月、理事による訓示を実施する。	事 地 へ デ 介 松	
11-②-4	定時評議員会を6月に開催する他、3月及び随時開催する。	事 地 へ デ 介 松	
11-②-5	監査会を四半期ごとに行う。	事 地 へ デ 介 松	
11-②-6	地域福祉の推進において社協が担う役割が拡大していく中で、行政や事業者との役割分担や社協内分掌を調整し、適切な事業運営に努める。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業③ 財源確保・使途の明確化

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
11-③-1	処遇改善加算やサービスごとの加算を取りながら、増収に努める	事 地 へ デ 介 松	
11-③-2	部署ごとに経営データの蓄積と分析を行い、それを基にした経営会議を定期的で開催し、経営課題の把握と改善、経費節減に向けて全体で取り組む。	事 地 へ デ 介 松	
11-③-3	社協の役割と事業への理解を深める為、運営費の使途の明確化と情報公開に努める。	事 地 へ デ 介 松	
11-③-4	自主財源となる会費については、住民主体の事業を行い、安定的な確保につなげる。 地区での説明会等の開催や、福祉推進委員会議で周知を行う。	事 地 へ デ 介 松	
11-③-5	会費の集金作業がスムーズに行えるよう、集金方法や事務処理の方法について住民の意見を参考に研究・改善を行う。	事 地 へ デ 介 松	
11-③-6	地域福祉を推進するための大切な財源となる共同募金は、住民に直結する事業等に利用することの理解を得るため地区での説明会の開催、会議やイベント、広報媒体等を通じて積極的にPRし、安定的な財源確保に努める。また、分かりやすい使途報告に努める。	事 地 へ デ 介 松	
11-③-7	福祉推進委員や関係団体に協力を依頼する共同募金の集金作業をスムーズに行うため、集金システムや募金関連書類等について研究・改善を行う。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業④ 役職員の資質向上

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
11-④-1	社協職員の専門性が求められるなか、社会福祉に関する十分な知識と経験を身につけるため、研修主任を中心に業務内容や経験に応じた体系的な研修プログラムを構築して全ての職員を対象に実施し、意識改革と資質向上に努める。 研修成果を社協全体に広げ、推進できる体制づくりに努め組織全体のレベルアップを図る。	事 地 へ デ 介 松	
11-④-2	知識や技能の習得状況を把握し、計画的かつ効果的に人材育成ができるよう、職員の研修記録をまとめる。	事 地 へ デ 介 松	
11-④-3	住民やサービスを利用される方に気持ち良く利用していただけるよう、職員に対して接遇向上の研修を定期的に行い、全職員に徹底する。	事 地 へ デ 介 松	
11-④-4	職員の地域活動、自己啓発活動、自主的な研究グループ活動等への参加を支援する。	事 地 へ デ 介 松	
11-④-5	専門職としての技術向上のため、また地域福祉の幅広い業務に対応するため、職員の社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員及び大型自動車免許等の資格・免許取得を計画的に推進する。	事 地 へ デ 介 松	
11-④-6	役職員が社協内の事業を把握し、また業務上有効な情報を職員間で共有するため、学習会や情報交換会を随時開催する。福祉懇談会、福祉を考える集会等に積極的に参加する。	事 地 へ デ 介 松	
11-④-7	職員の意識統一と資質向上のため、月毎に事故防止・接遇・人としての在り方・心の持ち方等に関する目標を設定し、朝礼等で唱和する。	事 地 へ デ 介 松	

はじめに

基本理念

活動計画の理念と方針

活動計画

策定資料

基本事業⑤ 働きやすい労働環境の整備

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画 の関連項目
11-⑤-1	地域住民に充実したサービスが提供できるよう、職員の心身の健康管理体制やキャリアパスを定期的に評価し、処遇や福利厚生、働き方改革について検討し必要な整備・改善を行う。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業⑥ 行政や事業者との連携強化

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
11-⑥-1	行政や事業所と連携をとり、関連する会議やイベントに参加し情報交換を図る。 地域包括ケアシステムはもとより地域共生社会の実現に向けて行政との連携強化に努め、住民のニーズや長期的展望を捉えながら、社協が果たす役割や事業について研究する。	事 地 へ デ 介 松	
11-⑥-2	組織間の連携に際しては、個人情報の取り扱いに十分配慮して進める。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業⑦ 地域福祉活動計画の推進

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
11-⑦-1	住民や福祉関係者等と協力して行う取り組みをまとめた地域福祉活動計画を定期的に見直す。 (4年ごとに見直す。ただし、期間の途中であっても社会情勢の変化や計画の進捗状況、行政が策定する福祉総合計画の改定等に応じて必要な見直しを行う)	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり
11-⑦-2	地域福祉活動計画の実現に向けて、計画の進捗状況を定期的に把握する会議（地域福祉活動計画評価・推進会議）を年1回開催し、各部署が取り組む事業の効果や効率を評価し、適切な対応を協議することで、改善を図る。	事 地 へ デ 介 松	

基本事業⑧ 苦情解決への取り組み

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
11-⑧-1	苦情解決とサービスの質向上を図るため、苦情・要望について職員間で共有し、改善に努めるとともに、事業所外の第三者委員会の機能充実に努める	事 地 へ デ 介 松	
11-⑧-2	第三者で組織される第三者委員会に事業の積極的な情報公開を行い、苦情はサービス向上のための財産として心ある対応に努める	事 地 へ デ 介 松	

基本事業⑨ 交通事故の防止

計画No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
11-⑨-1	交通事故対応や交通安全対策に携わる第三者からの情報提供により、安全運転管理者が主体となり、事故防止目標の作成、朝礼時のワンポイントアドバイス等の指導を行い、事故防止に努める。	事 地 へ デ 介 松	
11-⑨-2	ドライブレコーダーによる評価・分析結果を全体で共有し、安全運転と運転マナーの向上に努める。	事 地 へ デ 介 松	

12. 社協施設にふさわしい施設環境とことばの環境

現状

雰囲気づくりの取り組みが十分ではありません。
日常業務の中で用いる言葉に関して、利用者の立場に立っての配慮が欠けていることがあります。

課題

- ◆住民が気軽に立ち寄れる社協の雰囲気づくり、環境づくりへの配慮が必要です。
- ◆普段用いる業務上・活動上の言葉や表記にも、当事者の立場に立った配慮が必要です。

基本事業① 施設環境

計画 No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
12-①-1	住民が気軽に立ち寄れる社協の雰囲気づくりを進めるとともに、交流機能を持たせた施設環境の改善について研究を進める。	事 地 へ デ 介 松	基本施策⑤ 共に支えあう 地域共生の社会づくり

基本事業② 社協施設で使用する言葉の表記

計画 No.	事業内容	担当部署	福祉総合計画の関連項目
12-②-1	業務上・活動上用いる言葉や表記は、当事者の立場に立ち適切に使用する。	事 地 へ デ 介 松	



ふれあい広場へ向けて・・・住民の皆さんと社協職員と一緒にウクレレの練習

策 定 資 料



基礎データ

1. 要支援・要介護者数の推移

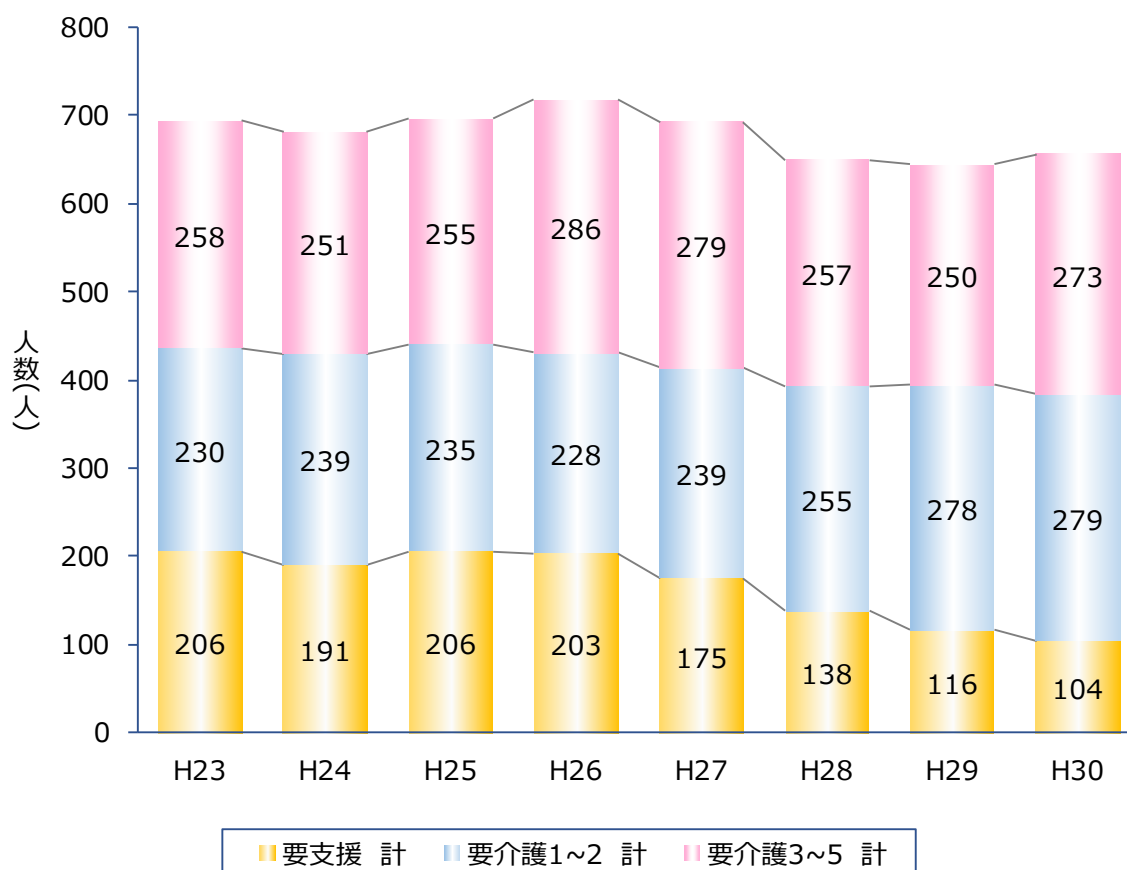
(単位：人)

年度(年度末)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
要支援 1	92	96	94	77	66	44	36	23
要支援 2	114	95	112	126	109	94	80	81
要支援 計	206	191	206	203	175	138	116	104

年度(年度末)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
要介護 1	123	128	127	119	118	120	113	109
要介護 2	107	111	108	109	121	135	165	170
要介護 1~2 計	230	239	235	228	239	255	278	279
要介護 3	92	80	84	100	95	78	91	107
要介護 4	82	91	94	94	89	90	90	91
要介護 5	84	80	77	92	95	89	69	75
要介護 3~5 計	258	251	255	286	279	257	250	273
要介護 計	488	490	490	514	518	512	528	552

年度(年度末)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
要支援・要介護 合計	694	681	696	717	693	650	644	656

(出典：介護保険事業状況報告資料(統計表))



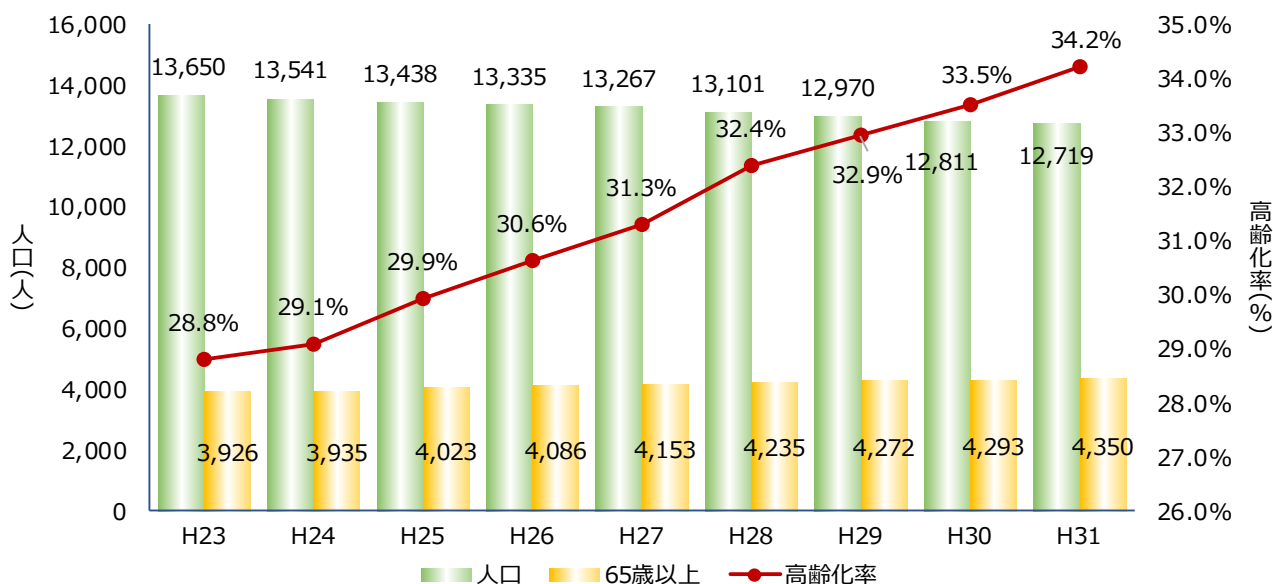
2. 高齢化率の推移

4月1日現在の人口に対する65歳以上の占める割合

(単位：人、%)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
人口	13,650	13,541	13,438	13,335	13,267	13,101	12,970	12,811
65歳以上	3,926	3,935	4,023	4,086	4,153	4,235	4,272	4,293
高齢化率	28.8%	29.1%	29.9%	30.6%	31.3%	32.4%	32.9%	33.5%

(出典：人口動態(長野県))

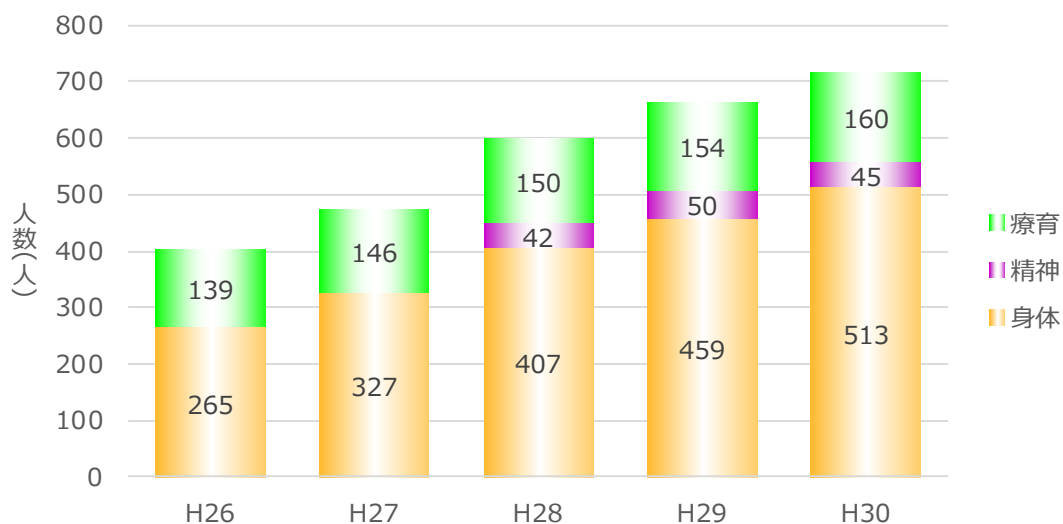


3. 障がい者等の推移(身体障がい者、精神障がい者、療育手帳交付者の状況)

障害者等の推移

(単位：人、%)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
身体	265	327	407	459	513
精神			42	50	45
療育	139	146	150	154	160
合計	404	473	599	663	718



策定体制

プロジェクトチーム

- (1) 役割 計画策定全般に亘る具体的な企画・運営をするとともに、作業委員会や策定委員会を専門分野からサポートする。また、地域の福祉課題の把握、整理を行い、具体的な取り組み内容を検討する。
計画完成後は、年度ごとに計画の実施状況についての把握、評価を行う。
- (2) 委員構成 ○事務局長、所長、係長
○松川町の福祉総合計画策定のプロジェクトメンバー

氏 名	所属部署	役 職
山 田 俊 文	事務局	事務局長
友 枝 洋 子	事務局	係長
小 原 睦 代	ヘルパーステーション	所長
熊 谷 幸 代	ひまわり荘	所長
宮 澤 佳 子	社協介護支援センター	所長
平 沢 直 子	松川荘	施設長
松 下 仁 美	松川荘	係長
栗 畑 孝 弘	地域ボランティアセンター	所長
佐 々 木 静 香	松川町役場保健福祉課福祉係	係長
米 山 兼 敏	松川町役場保健福祉課地域包括支援センター係	係長

策定委員会

- (1) 役割 プロジェクトチーム及び作業委員会を経て作成された計画案をもとに、「松川町地域福祉活動計画」の決定を行います。
- (2) 委員構成 ○作業委員会代表
○社協理事・監事

職 名	氏 名	役 職
会長	水 野 一 昭	学識経験者
副会長	南 端 照 雄	民生児童委員会会長
	松 井 悦 子	町議会社会文教委員長
	久 保 友 二	町副町長
理事	片 桐 達 雄	学識経験者
	加 藤 博	身障協会会長
	佐 々 木 孝 子	ボランティア連絡会会長
	原 節 子	福祉を考える会会長
	平 沢 直 子	松川荘施設長
	米 山 俊 孝	町議会議長
	米 山 政 則	町保健福祉課長
監事	菅 沼 實 雄	学識経験者
	望 月 正 則	学識経験者

作業委員会

- (1) 役割 プロジェクトチームで検討された事項について、計画の実践を踏まえての意見を計画及び計画実施段階に反映させる。具体的には、地域福祉を推進するための取り組みに沿って、実施段階の課題解決策や連携する体制について検討等を行う。
- (2) 委員構成 ○福祉を考える会運営委員（会長：原 節子 副会長：佐々木孝子 副会長：山本安津子）

団体 No	団体名	No	運営委員氏名	団体 No	団体名	No	運営委員氏名
1	明るい会	1	飯 島 光	20	身体障害者福祉協会	40	加 藤 博
2	アンサンブル松川	2	大 下 滉 貴			41	小 木 曾 茂
3	いとし児会	3	宮 下 千 波	21	スイートボイス	42	山 本 安 津 子
4	NPO 法人ハグ	4	篠 田 阿 依	22		43	下 山 和 子
5	おもちゃ図書館	5	上 沼 雪 江	23	赤十字奉仕団	44	大 島 眞 由 美
6	介護センターななすぎ	6	唐 沢 光 子			45	佐 々 木 千 広
7	家族会	7	北 原 サ ダ 子	24	手をつなぐ育成会	46	松 井 悦 子
8	グループホームいきいき	8	下 平 照 代			47	大 澤 英 一
9	ケアテック	9	尾 曾 元 広	25	名子ハーモニカバンド	48	岩 崎 甫
10	傾聴ボランティアたんぽぽの会	10	加 藤 富 久	26	2.3gせっけんの会	49	宮 澤 啓 子
11	公民館	11	小 林 鉄 也	27	ノントンの会	50	田 中 ふ じ え
		12	峯 垣 稔 之	28	ハーモニーコンサート実行委員会	51	田 中 光 明
		13	香 山 純 一 郎	29	はこべの会	52	久 保 田 正 明
12	個人	14	松 下 拓	30	花てまりクラブ	53	市 原 す み 子
13	コスモス松川	15	清 水 光 代			54	何 原 弓 絃
		16	時 原 崇	31	保育園保護者会連合会	55	伊 藤 和 久
		17	熊 谷 真 一	32	ぽっかぽかの会	56	北 林 濱 代
		18	櫻 井 隆 広	33	ボランティアきっかけ講座	57	北 原 紀 子
		19	棚 田 淳 史	34	ボランティア連絡会	58	佐 々 木 孝 子
		20	田 中 み き 子			59	竹 内 恵 美 子
		21	平 沢 忍			60	小 川 陽 子
		22	久 保 田 秀 樹	35	松川北小学校	61	横 山 絵 里
		23	小 松 佳 恵	36	松川高等学校	62	菅 沼 節 子
		24	飯 島 誠 登	37	松川こども福祉教室あいむ	63	藤 澤 恵
		25	原 い ず 実	38	松川中央小学校	64	田 中 有 喜 乃
14	こでまりの会	26	上 沼 雪 江	39	松川中学校（福祉教育担当）	65	板 倉 理 恵
15	さざなみ会	27	宮 下 讓	40	ミニミニたんぽぽの会	66	宮 下 由 美 子
16	下伊那赤十字病院	28	米 山 久 則	41	民生児童委員会	67	井 澤 弘 幸
17	社会福祉協議会	29	松 澤 真 悠	42	役 場	68	佐 々 木 静 香
		30	鎌 倉 幸 子			69	三 宅 純 子
		31	宮 下 理 佳			70	湯 澤 麻 記 子
		32	金 子 晴 香			71	米 山 政 則
		33	宮 澤 佳 子	43	ゆきわり草	72	林 と め よ
		34	壬 生 あ かり			73	北 原 紀 子
		35	宮 下 風 香	44	レンゲツツジの会	74	原 節 子
18	自遊会	36	下 島 彩 香				
19	親愛の里松川	37	松 下 武 史				
		38	大 沢 貴 史				
		39	深 澤 彩 音				

策定経過

月	内 容
令和元年 5 月	●福祉を考える会運営委員会（16 日） 内容：計画についての説明し、策定における作業委員会への協力を依頼し、 了解を得る
	●プロジェクト会議①（28 日） 内容：プロセス及びスケジュールについて
	●策定委員会①（理事会）（31 日） 内容：プロセス及びスケジュールについて
6 月	●職員ワークショップ①（13 日） 内容：わたしたちが大切にすべきこと
	●策定委員会②（理事会）（19 日） 内容：策定作業進捗状況の説明
7 月	●福祉懇談会（19 日上片桐地区／ 22 日大島地区／ 23 日生田地区）
8 月	●プロジェクト会議②（7 日） 内容：職員ワークショップの成果について
	●職員ワークショップ②（26 日） 内容：行動指針の検討
9 月	●プロジェクト会議③（19 日） 内容：松川町社会福祉協議会基本理念案・地域福祉活動計画理念案の検討
	●策定委員会③（理事会）（27 日） 内容：松川町社会福祉協議会基本理念・地域福祉活動計画理念の決定
12 月	●作業委員会（5 日） 内容：計画内容の検討
	●策定委員会④（理事会）（16 日） 内容：策定作業進捗状況の説明
	●パブリックコメント（12 月 26 日～ 1 月 10 日）
令和 2 年 1 月	●プロジェクト会議④（21 日） 内容：計画案の検討
	●策定委員会⑤（理事会）（30 日） 内容：計画の決定
2 月	●福祉を考える集会（29 日） 内容：計画の公表

用語解説

あ

● NPO

Non Profit Organization の略で、民間非営利組織と呼ばれています。株式会社や営利企業とは違い、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配せず、次の活動の費用にします。1995年に起きた阪神大震災で、NPOの活動が社会の注目を集め、これをきっかけとして1998年12月1日に特定非営利活動促進法(NPO法)が施行されました。NPOの活動は、保健福祉の増進、社会教育の推進、まちづくり、文化・芸術・スポーツの振興、環境保全、人権擁護、国際協力などの多方面にあり、日本社会のいたるところにみられます。

● SNS

SNSは、ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトのことです。代表的なSNSとして、Facebook(フェイスブック)、Twitter(ツイッター)、LINE(ライン)、Instagram(インスタグラム)があります。

● NGO

Non governmental Organizationの略で、非政府組織と呼ばれています。もともとは国連の場で政府以外の関係組織を示すのに使われていた言葉が広まったもので、最近では、NGOは開発、貧困、平和、人道、環境等の地球規模の問題に自発的に取り組む非政府非営利組織を指すのに使われています。

● オレンジカフェ(認知症カフェ)

認知症の方やその家族、地域住民、介護や福祉の専門職等、誰でも気軽に参加でき、安心して過ごせる集いの場所のことです。

● 音楽療法

音楽が人間の生理と心理に及ぼす機能的効果を利用して、健康の維持、心身の障害の機能回復、生活の質の向上等を目的に行う療法。

か

● 会費

住民一人ひとりの皆様に、会員として地域福祉の推進を目的とする社会福祉協議会活動へ関心を深めていただき、ボランティア活動やさまざまな地域の福祉活動を支えていただくとともに、会費を納めていただくことで地域福祉の推進を目的とする事業に財源面からご参加いただくという趣旨で、ご協力をお願いしています。会費は、町・県からの補助金や委託金、住民の皆様からのご寄付や共同募金等と同様に社会福祉協議会の重要な活動の財源となり、社会福祉協議会活動を通じて、町内の地域福祉推進のために使わせていただいています。

● カンファレンス

カンファレンス(conference) 会議、協議会。

● キャリアパス

会社や団体などで働く従業員が、ある職位に就くまでに辿ることとなる経験や順序のこと。また個人の視点からは、将来自分が目指す職業を踏まえた上でどのような形で経験を積んでいくかという順序・計画を指します。

● 共同募金

赤い羽根の共同募金は、戦争後間もない1947年(昭和22年)に、戦災孤児や、家を焼かれた人たちを助けるために始まりました。現在、募金で集まったお金は、社会福祉事業や、大規模災害等に対応する準備金として使われており、松川町社会福祉協議会では、配分金でさまざまな地域福祉事業を実施しています。(共同募金期間：毎年10月1日から12月31日まで)

● コミュニティソーシャルワーカー

コミュニティソーシャルワークとは、イギリスにおいて提案されたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすることをめざすものです。コミュニティソーシャルワーカーとは、このコミュニティソーシャルワークを行う者のことです。

さ

●災害ボランティアセンター

災害ボランティアセンターとは、被災地域に臨時に開設される災害ボランティアの活動拠点です。被災地の住民のボランティアニーズを的確に把握し、ボランティアの派遣の調整を行うことが主な役割となります。

●セーフティーネット

セーフティーネット (safety net) は、「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのことをいいます。すなわち社会保障の一種です。

●生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者を生活支援コーディネーターといいます。

た

●地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

●地域福祉コーディネーター

公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題や制度の谷間にいて困窮している人等を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助等を組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整を行ったりする専門職のこと。

●地域包括ケアシステム

少子高齢化に対応するために国が進める政策。団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現させることを目指しています。

●地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。介護保険法で定められています。

な

●ニーズ

ニーズ (needs) は、欲求、要求、需要。

●ノーマライゼーション

1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方であり、それに向けた運動や施策なども含まれます。

は

●8050問題

ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。生活が困窮し社会で孤立する80代の親と50代の子の世帯が象徴であることから「8050問題」と呼ばれています。

●Happy Followers

松川町社会福祉協議会の基本理念では、“幸せを追う者たち”という意味で使用しています。

●パブリックコメント

パブリックコメント (Public Comment、意見公募手続、意見提出制度) とは、公的な機関が規則あるいは命令等の類のものを制定しようとするときに、広く公に (=パブリック) に、意見・情報・改善案等 (=コメント) を求める手続をいいます。公的な機関が規則等を定める前に、その影響が及ぶ対象者等の意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものです。通称パブコメ。

●福祉推進委員

福祉推進委員は、自治会の福祉推進の中心的な役割を担っていただくために各自治会に設置をお願いしています。各自治会からの推薦を経て、社会福祉協議会長が委嘱します。任期は2年間です。

ふれあい・いきいきサロンへの参加・支援、自治会での福祉学習会の開催、地域の身近な情報提供、共同募金や社協会費納入についての協力、社協報の配布等に協力いただいています。

●ふれあい・いきいきサロン

ふれあい・いきいきサロンとは、小地域を拠点に住民が主体となってボランティアと協働し、楽しいひと時と仲間作りを進める活動です。

ふれあい・いきいきサロンは、ひとり暮らしであったり、家族がいても昼間ひとりきりで、会話をする相手もなく閉じこもりがちに暮らしている高齢者等が、気軽に出かけて仲間づくりをしたり、いっしょに食事をしたりすることにより、地域でいきいきと元気に暮らせることをめざしています。（寝たきりや認知症の予防にもつながります）

また、高齢者だけでなく、地域の障がい者や子育て中の親等、閉じこもり孤立しがちな人たちが気軽集まり、仲間作りができるようになることをめざしています。

●ボランティアコーディネーター

ボランティアコーディネーター（volunteer coordinator）とは、ボランティア活動を行いたい人とボランティアの応援を受けたい人・組織等を対等につなぐ（coordinate の原義）専門職（コーディネーター）又はその立場をいいます。

ま

●民生児童委員

民生委員は民生委員法によって設置が定められ、児童委員・主任児童委員は児童福祉法によって民生委員が児童委員を兼ねることとなっています。常に、地域の実情を把握し、相談や生活支援などの活動に取り組んでいます。住民がそれぞれの能力に応じて自立した生活が営めるように、行政機関等と協力し、住民福祉の窓口となります。厚生労働大臣から委嘱され、任期は3年間です。

わ

●ワークショップ

もともとは「仕事場」「工房」「作業場」等、共同で何かを作る場所を意味していました。しかし最近は問題解決やトレーニングの手法、学びと創造の手法としてこの言葉が使われる事が多く、あらゆる分野で「ワークショップ」

が行われています。

「ワークショップ」は一方通行的な知識や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイルとして定義されています。ファシリテーターと呼ばれる司会進行役の人が、参加者が自発的に作業をする環境を整え、参加者全員が体験するものとして運営されます。近年は企業研修や住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法としてよく用いられています。

発行・編集 社会福祉法人 松川町社会福祉協議会
〒399-3303

長野県下伊那郡松川町元大島 2930-12

TEL : 0265-36-3778 FAX : 0265-34-1062

絵 アイカワケイ

